

平生町告示第15号

令和4年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年6月1日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和4年6月13日
  - 2 場 所 平生町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子 <small>さん</small>	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子 <small>さん</small>
細田留美子 <small>さん</small>	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第5回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和4年6月13日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和4年6月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第35号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第38号 周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第9 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第10 委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第35号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第36号 平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第38号 周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第9 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第10 委員会付託
-

出席議員（11名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君	8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
-----------	------------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君	副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君	会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君	地域振興課長 …………… 星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 ……………	横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん	税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 金岡 泰史君	産業課長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 友田 隆君	環境政策室長 …………… 山本 和也君
教育次長兼学校教育課長 ……………	河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 ……………	三村 直子さん

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

令和4年度がスタートして2カ月あまりが経過をいたしました。

5月のはじめに新庁舎への移転と機構改革を実施いたしましたので、新しい環境、新しい体制で業務を始めましてひと月半が経過したところでございます。

各部署ともに、これまでとは大きく異なる環境で執務をおこなっており、まだまだ慣れない印象ではありますがこれから長期間に渡って使用する庁舎となります。使い勝手のいい庁舎となるよう工夫してまいりたいと考えております。

さて、本町では気温が上昇してまいります5月からクールビズ期間として、軽装での執務を許可しております。本日は新しい議場での初めての定例会となりますが、議員の皆様とともにカラフルなイタリアーノひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力によるこの取り組みも今年で3年目を迎えております。これからも夏の恒例として続いて欲しいと思つて

おります。

6月となり水田には水が張られ、早苗が風に揺れる風景が町内各所で見られるようになりました。これから雨が続く時期となりますが、農作物にとって適度な雨量になるようお願いさせていただきます。

先日、関東甲信地方の梅雨入りが発表されましたが、九州南部地方より早いのは17年振りとのこと。山口県を含む九州北部地方の梅雨入りは、土曜日6月11日に発表されました。平年や昨年と比べると遅い梅雨入りとなりました。

最近、毎年のように全国で集中豪雨による洪水や土砂災害などが発生しております。今年の梅雨時期は降水量が多くなるとの予想もありますことから、常に緊張感を持って危機管理に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、全国の新規感染者数はゴールデンウィーク以降の拡大傾向もひと段落し、減少傾向となっております。山口県の状況も同様に減少傾向となっておりますが、収束には程遠い状況となっております。本町においても、新規感染者が確認される状況が続いております。これからマスクを着けるのが辛い時期となりますが、町民の皆さまにはこれまで同様にマスクの着用や手洗いの励行、三密を避けるといった基本的な感染対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

そうした中、令和4年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはお忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提出いたします議案は条例2件、事件2件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について御報告させていただきます。国の新年度予算は3月22日に成立しております。新年度予算の成立時期としては、戦後4番目に早い時期の成立となりました。一般会計総額は107兆5,964億円と4年連続で100兆円を超え、とともに10年連続で過去最大を更新しております。

歳出では、全体の3分の1を占める社会保障費が過去最大の36兆2,735億円となったほか、防衛費も過去最大の5兆3,687億円、国債費も過去最大の24兆3,393億円となりました。

また、新型コロナウイルスへの対応として、昨年度に続いて予備費を5兆円計上しております。

一方、歳入は税収が新型コロナで落ち込んだ企業の業績が回復傾向にあることなどから、昨年度より7兆7,870億円多い、65兆2,350億円と過去最高になっています。また、新規の国債の発行額は36兆9,260億円と2年ぶりに前の年度を下回る見込みとなりました。政府は、今月7日の臨時閣議において経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を決定い

たしました。岸田内閣で初めてまとめるもので首相の経済政策、新しい資本主義の具体策が反映されたものとなっています。

今回の骨太の方針の特徴は様々な分野において中長期的・計画的な財政支出を行う旨が明記された点で、人への投資では成長分野への移動促進に3年間で4,000億円の政策パッケージを設ける旨が示されたほか、グリーントランスフォーメーションへの投資を行うために新たな国債GX経済移行債、仮称ではありますが発行しております。国際情勢の変化に伴う防衛の重要性も説かれており防衛費増額が念頭に置かれています。

欧米でも、市場原理での解決の難しい脱炭素や安全保障分野などへ政府が数年間にわたって財政支出を行う計画が立てられてきており、政府が主導して官民一体での投資促進を図る大きな政府の世界潮流に日本も乗ることになります。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新庁舎整備事業について御報告いたします。庁舎は3月31日に引き渡しを受けまして、4月24日に落成式及び内覧会を開催いたしました。テープカットでは来賓や施工業者の代表に加えて将来を担う小中学校の児童生徒さんにも参加いただき、新庁舎の輝かしい門出を若い力と共に切り開くことができたと喜ばしく感じております。

式では、平屋県副知事と柳居県議会議長にも御出席をいただきまして、本町のイタリアーノひらおの取り組みに関してブランドイメージ向上による相乗効果への期待を込めた御祝辞を賜りました。

新庁舎での町政運営のスタートを思い、身の引き締まる思いをいたしましたところですが、また、内覧会や落成記念イベントには多くの住民が足を運ばれ、久方ぶりに多くの笑顔や激励の言葉に直接触れることができ、喜びを感じたところでありました。

4月28日には、旧庁舎の閉庁式を執り行いました。61年余り町政を支えてきた庁舎のその役目を終える瞬間に立ち会えましたことは、非常に感慨深く改めまして旧庁舎に対して感謝いたしましたところでもあります。その翌日に事務所の移転作業に取り掛かり、職員の休日を返上した作業によりまして大きな混乱もなく5月2日には新庁舎での業務を開始することができました。

業務開始前には新庁舎開庁式を執り行い、永きにわたって町民の生活を守り、親しまれる庁舎となるよう祈念いたしましたところでもあります。議員の皆様方におかれましてはこの一連の行事をはじめ、本事業への取り組みに対し格別なる御理解と御協力を賜りましたこと、改めて深くお礼申し上げます。

続いて、子ども家庭総合支援拠点の設置について御報告をいたします。令和4年4月1日から子ども家庭総合支援拠点を町民福祉課こども班及び平生町福祉センター内に設置いたしました。町民福祉課こども班には新たに保健師を配置し、福祉センターには田布施町と共同で業務の一部

を社会福祉法人はるかに委託して、児童福祉分野における知識及び経験を有する専門職員を常勤で2名配置しております。福祉センター内の拠点は田布施町と共同設置ということで名称をゆうなんこども家庭支援センターとし、愛称をポコ・ア・ポコとしております。ポコ・ア・ポコとはイタリア語で少しずつ少しずつという意味で、焦らず一步一步進んでいきたいと思いますという思いから名づけました。18歳までのすべてのこどもと家庭、出産・子育てに不安を抱える保護者等からの相談を受け付け、関係機関と連携し切れ目なく継続的な支援を行ってまいります。育児やしつけ、子育てに関する悩みだけでなく家庭内の問題など様々な相談を電話や来所面接などで応じています。

また、福祉センターに交流スペースを設置し、定期的にイベントを開催するなど親子で訪れていただけるよう交流の場を提供しております。その中で子育てに悩みや不安を感じている方が気軽に相談できる環境づくりを行ってまいります。

続きまして、イタリアーノひらおに係る観光振興について御報告いたします。本町出身で、現在イタリアーノひらお観光大使を務めていただいているテノール歌手の中井亮一さんのコンサートが4月3日曜日に佐賀地域交流センターで実施されました。これは、中井さんがイタリアーノひらおを応援したい、ふるさとを元気にしたいとの思いから実現したもので令和2年3月にも同内容でコンサートを企画しておりましたが、この時は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となったもので地域の方からは待ちに待った開催となったものでございます。コンサートでは歌劇の名曲による圧巻の歌声に感動させられると同時に、日本の童謡や平生中学校の校歌といった懐かしい楽曲も聞くことができ、来場者のみなさんにとってはとても充実した、そして幸せな時間であったと感じています。当日は新型コロナウイルス感染症の感染対策から席数を50席に限定した中ではありましたが、盛会のうちにコンサートを終えることができ、地域の元気につながったと感じております。

次に、イタリアーノひらお観光コマーシャルの放映についてでございます。これは、令和3年度に地方創生推進交付金事業を活用し作成いたしましたイタリアーノひらおプロモーション動画を活用し、テレビコマーシャルで放映しているもので毎週2回夕方の時間帯、11月までの期間に放映を行っているものでございます。繰り返し放映することでイタリアーノひらおの知名度がより一層向上していくことを願っております。

続きまして、行政協力員会議について御報告いたします。このたびは機構改革を行った関係で例年の4月から5月の開催とし、16日から23日にかけて町内5会場において開催をいたしました。開催にあたっては、新型コロナ感染症拡大防止に十分に配慮いたしまして、パーティションの設置や出席者を限定して実施いたしました。現在、自治会の数は148ありますが、このうち116人、約78%の方が新たに行政協力員さんとして御就任されております。行政協力員

会議では、こうした新規の方が多くこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供として自治会活動交付金などを中心に説明をさせていただいたところでもあります。説明の後には、意見交換を行い、多くの御意見や御質問、また、御要望をいただいたところでございます。今回いただいた御意見の一部をあげてみますと、自治会活動交付金について行政協力員会議の開催時期について、公共工事の周知について、河川・道路側溝の浚渫について、県道の管理についてなどがございます。たくさんの御意見や御質問をいただきまして、対応できるものにつきましては早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてです。以前から、イタリアーノひらおの推進に係る業務で2名の募集を行っておりますが、令和4年4月からは、関係人口創出業務で3名の募集を行っております。この募集事務については民間委託により行っておりまして、先月、委託先の業者から福岡県桂川町出身の古野菜奈美さんの推薦がありました。古野さんは大学時代から地域活性化の活動を実践されており、平生町を元気にしたいとの強い意気込みをお持ちのことから6月1日付で本町の地域おこし協力隊員として委嘱いたしました。今後、7月、8月にそれぞれ1名ずつの委嘱を見込んでおります。地域おこし協力隊の形態については、従来は、町の会計年度任用職員として直接任用していましたが、このたびの関係人口創出業務においては、民間企業において募集・雇用した社員を町から地域おこし協力隊員として委嘱する形としております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について御報告いたします。本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、昨年の4月に75歳以上の高齢者を対象とした優先接種の実施によりスタートし、本年6月7日現在で接種を終えた人は対象者1万798人に対しまして、1回目が9,557人、2回目が9,506人で接種率はそれぞれ1回目が88.5%、2回目が88.03%となっております。

また、3月22日から24日の3日間、4月25日から27日までの3日間、そして、5月7日の計7日間、3回目接種について集団接種を実施いたしました。個別接種については、2月から4月にかけて町内6医療機関で実施いたしております。5月中旬からは接種希望者の減少にともない、1医療機関で接種を行っております。3回目接種の進捗状況は、6月7日現在で2回目の接種から5カ月経過した人9,416人に対して接種済みが7,910人となっており、接種率は84.0%となっております。

なお、3月25日からはこれまで18歳以上としておりました対象者が、12歳以上とされましたので、18歳以上の対象者と併せて町内医療機関での個別接種と併せて、5月7日に集団接種を行ったところでした。6月6日から昨年の12月以降に3回目を接種された方の4回目接種を行い、現在は7月中旬の一般の方の接種に向けて準備を進めているところでございます。

終わりに、令和3年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要について

簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額75億7,833万1,526円、歳出総額は72億3,871万9,139円で、差し引き3億3,961万2,387円となりまして、繰越明許費1億3,138万1,205円を控除いたしますと、2億823万1,182円が実質収支となるものでございます。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の合計で歳入総額42億165万8,209円、歳出総額41億3,175万5,334円で差し引き6,990万2,875円となりまして、繰越明許費550万円を控除いたしますと6,440万2,875円が実質収支となるものです。

以上、3月定例会以降の主な諸般について行政報告として報告させていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 3月定例会以降の教育行政に関する御報告を申し上げます。

新年度に入りましても、新型コロナウイルス感染症は依然収束の兆しはみせず、4月に平生小学校の6年と3年、5月に入って再度6年、そして、5年生でも2度の学年閉鎖、また6月に入りましてからも4年生で学年閉鎖の措置をとりました。また、そのほか閉鎖等には至っておりませんが、全ての園、小中学校での感染の確認がされているところでございます。町教委では現在、感染症対策を徹底させつつ、感染確認があった場合には、学級内などにおける感染の拡大の広がり可能性を柳井環境保健所とも連携し、見極めていくところでございまして、国のガイドラインを参考に保護者へ町教委から4月19日付で発出いたしました「新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等における対応について」これに基づきまして、学校医などと連携して、閉鎖等の措置についての実施やその必要な範囲、期間等を設定し、対応をしているところでございます。町教委では引き続き、最大限、子どもたちの健やかな学びの保障ができるように学校の教育活動に係る支援、指導を進めていくこととしています。

そうした中、町内の小中学校では4月8日、幼稚園では4月12日に新入生、園児を迎えることができました。昨年同様、規模を縮小しての実施であったために子どもたちはもちろんではございますが、御家庭の皆様寂しい思いをさせたことを残念には思いますけれども、この子供たちが安心して学校生活を送れますよう、感染症対策を含め、幅広い支援をしっかりと行ってまいります。

次に、全国学力学習状況調査についての御報告でございます。4月19日に小学6年生、中学3年生を対象に全国学力学習状況調査が実施されました。小学校で国語、算数、理科の3教科、中学校で国語、数学、理科の3教科が行われ、大きなトラブルもなく、無事終了したとの報告を受けております。このテストの結果は7月末に公表される予定でございまして、教育委員会とし

ではこの調査結果を踏まえ、関係機関の役割と責任に応じて学校に対し必要な支援を行うなど教育施策の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、学校運営協議会の取り組みについて御報告をいたします。町内3校とも昨年度末で役員の任期が満了したことで4月には新たなメンバー構成により、第1回目の協議会がそれぞれの学校で開催されています。各学校の協議会では、初めに学校から学校経営など説明があった後、活発な意見交換が行われました。生活習慣や学力の話題はもちろんではございますが、このたびはテレビで放映されています、ウクライナの衝撃的な映像が子どもたちに与える影響、またそれに対して親や学校はどう対応したらいいのか、こういう問題提起もあったところでございます。この学校運営協議会では、働き方改革や綱紀保持なども含め、現在学校が課題として抱えている様々な課題に積極的に関わっていただき、ともに学校を運営、支援いただくこととなります。

続きまして、社会教育関連の行事でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和4年1月9日から延期をしておりました令和4年成人式、これを4月30日に開催することができました。式典では新型コロナウイルスの感染防止のため、規模を縮小してマスクの着用、健康チェックシートの提出、座席の間隔を開けるなど様々な感染対策を講じた上で開催をいたしました。当日は対象者111名のうち66名の参加がございました。また、民法の一部改正によりまして令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、本町では式典は例年どおり20歳を対象に、成人式から20歳の集いに名称を変更し、開催をいたします。令和5年20歳の集いは、令和5年1月8日の開催を予定しております。

次に、ひらおウォーキング大会です。人数制限や例年より距離を短くし、時間を短縮するなど工夫して、5月22日に3年ぶりに開催することができました。体育館をスタートし、秀厳寺、土手町南蛮樋、大野毛利館・弘道館跡、天池をまわり、再び体育館に戻る総距離約5.7キロメートルのコースを歩きました。参加された19名の皆さんからは「久しぶりにスポーツ行事ができて嬉しかった」「楽しかった」また、「平生町の歴史を知ることができてよかった」などの感想をいただきました。こうした社会教育関連の今年度の行事については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながらにはなりますが、開催方法等、工夫してできる限り開催したいと考えているところでございます。

以上を持ちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

## 日程第7. 議案第37号

## 日程第8. 議案第38号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」から日程第8、議案第38号「周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について」を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは御提案をいたします条例2件、事件2件の議案につきまして順を追って説明を申し上げます。

議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。本条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正にあわせ、山口県から認定を受けた事業者が首都圏から本町に移転する場合及び本町で本社機能を拡充する場合の固定資産税の不均一課税の適用について従前の適用期限を2年延長し、事業実施期限を2年以内から3年以内に緩和するものであります。

また、本町の産業振興及び雇用拡大の観点から、本町で本社機能を拡充する事業者において対象となる固定資産税を課すべきこととなる最初の年度の支援を拡充するため、その税率を見直すものであります。施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第36号「平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。堅ヶ浜地区老人憩の家の指定管理者として指定しておりました地元老人クラブの百寿会老人クラブが、本年3月31日をもって解散されました。この憩の家につきましては、現在、一部を堅ヶ浜地域交流センターの事務所として使用しており、施設の有効利用を図るべく関係各所と協議いたしましたところ、今後におきましては堅ヶ浜地域交流センターの付帯施設として活用してまいりたいと考えております。そのため、本条例に規定されております堅ヶ浜地区老人憩の家を削除いたすものでございます。施行日につきましては、令和4年7月1日といたします。

続きまして、議案第37号「公の施設に係る指定管理者の指定について」御説明申し上げます。「堅ヶ浜地区老人作業所」の指定管理者として指定しておりました地元老人クラブの百寿会老人クラブが、本年3月31日をもって解散されました。このため、施設の管理者が不在となりましたので3月31日をもって指定を取り消したところでございます。今後につきましては、関係各所と協議いたしましたところ、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定によります「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる団体」として、堅ヶ浜コミュニティ協議会を公募によらない指定管理者の指定候補者

として選定いたしました。選定理由につきましては、地域に根差した団体であり、地域の声を施設管理に反映でき、利用者の公平な利用の確保や利便性が図られることが期待できると判断しておるところでございます。指定期間につきましては、令和4年7月1日から令和8年3月31日といたします。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

続きまして、議案第38号「周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について」御説明申し上げます。本議案につきましては、周東環境衛生組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたすもので、本定例会に御提案をいたすものであります。主な内容といたしましては、令和4年9月1日から災害等の非常時に備えて一般廃棄物の相互処理を目的とした規約の追加及び令和6年4月1日から岩国市周東町及び玖珂町の新規加入による負担割合の規約の一部を変更するためのものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の条例1件、事件1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第9. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第9、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。DX、できることからについてお尋ねしたいと思います。

先月より新庁舎の運用を開始し、職員の皆さんは荷ほどきもままならないままのような状況の下で日々の業務に取り組まれ、その中で出てきた課題に対応しながら通常業務を行っているところだと思います。この立派な建屋だけではなく、パソコンやモニターなど、情報端末や放送機材、通信環境など、様々な機器が旧庁舎とは比べ物にならないくらい充実したものになりました。今回の定例会からは議会風景をモニターへ映し、今後の配信などへ向けた試験的な取り組みも始まりました。

そこで、これらの機材を有効的に活用し、業務の効率化を進め、職員の負担軽減や経費削減、

また住民サービスの向上へとつなげる取り組みを始めてはどうか。

そこで質問です。今回の新庁舎整備で新たに導入された機器や充実した設備、どのようなものがあるか教えてください。そして、それらを使用して、デジタル化へ向けて今後どのような方針で進めていかれるのかをお答えください。

また、その構想の中で、現時点で足りない設備などがあれば加えて教えていただければと思います。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

現在、国は社会全体のデジタル化の推進とデジタル技術を用いることで、生活等を変容していくこと、いわゆるDXを実現するため、デジタル社会の実現に向けた重点計画を策定しており、その中で地方公共団体が担う行政サービスにおいても、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立った新たな価値を創出する、DXの実現を目指しております。

本町におきましては、この社会変化に対し、新庁舎移転を絶好の機会と捉え、今後のサービス提供の在り方や働き方の見直しを念頭に、機器の導入や機能の追加に取り組んできたところでございます。

このたび新庁舎へ導入いたしました設備等につきましては、全館に配備した無線LAN、視覚的な情報提供を行うデジタルサイネージ、多種媒体へのスピーディーな伝達が可能となる防災システム、採決や発言の記録と画面表示により、傍聴者にも分かりやすい議会運営が提供可能な議場システム、セキュリティ対策に加えて職員の勤怠管理に活用を予定するスマートキー等があります。とりわけ、行政用の無線LAN整備はこれからの働き方に大きな変容をもたらすものとするもので、この環境とパソコン等の利用により会議資料のデータ化によるペーパーレス会議や、庁舎内各所におけるオンライン会議等に活用し始めたところであります。

加えて、導入を進めております文書管理システムでは適切な文書管理の下、電子決裁やペーパーレス化への展開により多面にわたって事務の効率化が図られるものと期待しているところであります。

これらの新たな機能を活用しまして、まずは令和3年3月に策定いたしました平生町行政改革推進計画の実施項目に掲げております、電子決裁やペーパーレス化、リモート会議などの課題に対して、解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

また、こうしたデータ等の電子化が進むことで、作業や判断を自動化で行うツールの活用により、さらなる効率化につながると期待されるところで、調査研究していきたいと考えているところです。

なお、DXの推進におきましては、従来の手続を単にデジタルに置き換えるものではなく住民

の暮らしの中に行政サービスがうまく溶け込んで、利用者の利便性向上につながるような形で進めていく必要があります。住民の利便性にも職員の働き方にも変革することが重要であると考えております。これら、本町のDX推進に向けた方向性を示す上で、必要な計画等の作成に今年度着手いたし推進していく予定としております。利用者が簡単に使えて便利なサービスを目指し、同時に業務の効率化が実現できるよう関係課と協力しながら、積極的な取り組みを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今、お答えいただいたことですね、この言葉が難しく、不安を感じる町民の方が多いかもしれません。この全て、町民の利便性を上げ、日々の幸せにつながるものと考えています。

平生町のマイナンバーカードの普及率を見ても分かるように、少し残念なんですけど、これらのDXの必要性、必然性を多くの方が理解できていないのが現実ではないのでしょうか。

僕がかねてから、議会はそのときのまちを映す鏡だと思っています。議会として、タブレットを使ったペーパーレスの研修や、当時の広報委員会等でも研修を受けたことがあります。このDX、この議会発信では無理です。これはもう断言できます。ぜひとも町長、できることから進めていただきたいと思います。

まずは、ペーパーレス、タブレット等の利用を進めていただけないでしょうか。あと、このDXを進めていく上で欠かせないのは、サービスの受け手側、町民の生活環境でのインターネット網の充実、これが不可欠だと思います。5G、5世代、それから6G、第6世代に向けて、もう開発が動いている中です。ADSL、これはまだあるのですね、もうすぐサービスは終了するようですが、町内にインターネットの空白地帯、こういったものはありませんか。ペーパーレス、タブレットの利用を進めていただけないかという点と、町内にインターネット空白地帯がないか、この2点についてお答えください。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、ペーパーレス化への取り組みにつきましては、以前にも一般質問で御質問をいただき、その際にも、環境が整いましたら可能な分野から取り組み、御理解が得られれば議会にも御協力をお願いしたいとお答えさせていただいております。

役場内におきましても、まずは課長会議でペーパーレス会議を取り入れたところで、会議の円滑さや質の低下とならないよう検証を行っているところであります。ペーパーレスは、メモの書き込みにくさや画面の情報量の制限など、デメリットも挙げられていますので、こうした課題を押さえました上で議会への運用もともに、調査研究させていただきたいと思うところでございま

す。

2つ目のインターネット環境につきましては、スマートフォンなどの通信網である高度大容量の移動通信システムはエリアの規制もあるところですが、光インターネットにつきましては昨年までのKビジョンの事業によりまして佐合を除き、空白地帯は解消されているものと認識をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 最近でいうと、先月5月なんですけど、常任委員会で配付された資料、これを全く同じものをその後にあった全員協議会でも配付を受けました。これ、非常に無駄だと思います。印刷する手間、用紙代、印刷代、配付作業、全てペーパーレス、タブレット等を使えば全てが削減、節約できます。年間の枚数、金額、時間にするとかなりのものになるのではないのでしょうか。ぜひとも、議会に関わるのところから進めていただきたいと思います。

また、通常の窓口業務などは、現在の方法も必ず維持をしながら段階的に移行するなど工夫は必要だと思いますが、できるところからお願いしたいと思います。

空白地帯の解消の件ですが、先ほども移動の通信網等は規制があるということでしたけれども、国や県ともよく調整をされて、特に子供たちの教育、これに関する学習の妨げにならないように、今話すことはちょっと先の話になると思いますけれども、それぞれの町民の方の病気など、健康面のサポートなど生きられたはずの命を終わらせてしまうようなことにはならないように、積極的な取り組みも併せてお願いしたいと思います。1問目は以上にさせていただきます。

続いて、2問目です。声は届いているかということでお尋ねさせていただきます。以前の一般質問の中でも、現場の声は届いているのかと同様の趣旨のことを交じえ、質問いたしました。今回は、現場の職員の声に加え、町民の声は届いているのか質問いたします。

役場には日々の業務の中から、また住民からの相談を含め、多くの意見や要望が寄せられていると思います。この生の声は、届くべきところへ届いていますでしょうか。中には行政ではどうにもならないものもあるとは思いますが、それ以外の多くは本当に小さな意見、耳が痛い、できれば聞きたくない意見かもしれません。でも、そこにこそ平生町が抱える課題を解決するヒントがあるのだと思います。現場の声は、報告のたびにふるいにかけられ、耳触りのよい聞き入れやすい言葉や文章に変化し、もともとの意見が変化して伝わってはいないのでしょうか。町長、教育長、そのような認識はございますか。お答えください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

現場で業務を担当する職員が直接住民とのやり取りの中で伺った意見や感じたこと等、現場で

対応が可能なものにつきましては担当課で対応しておりますが、対応が困難な事案につきましては上司と協議、決定を得た上で実施することとなります。そのため、職員には報告、連絡、相談を密にするように伝えており、報告に当たっては情報を分かりやすく整理した上で、現場の意見を付して報告するよう促しております。

御質問にありますとおり、情報の伝達については多くの人を介することで内容に変化が生じることが想定されるところです。正しい情報の報告、伝達は正しく判断、決断をするためには必要不可欠なものです。そのためには、組織内のコミュニケーションが適切に取れているかも重要となります。風通しのよい職場となるよう努めてまいります。

本町では、町民の皆さんの御意見や御質問を広くお聞きするために、その御意見等を投書できる目安箱を平成11年度から実施しているところでございます。町内7カ所の公共施設に目安箱を設置することとともに、町ホームページからも御意見等の投書ができることとしております。投書いただきました御意見等は、私以下、担当職員が確認いたしまして、対応等が必要な事案につきましては速やかに実施するよう努めております。

このほかに、町民の皆様御意見等を直接私との対話によりお伺いする「町長と語る会」も毎月第4水曜日の午後6時から実施をいたしております。町民の皆様におかれましては、このような制度も御活用をいただくよう引き続き制度の周知、継続に努めてまいります。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 現場や住民からの声についての御質問にお答えをいたします。

現在、教育委員会では、学校教育課と社会教育課で教育行政全般を所掌しております。学校教育課では幼稚園、小中学校、社会教育課では社会教育に係る団体や施設が主な対象でございます。これらの対象に係る住民や保護者等からの御質問、御意見につきましては、直接の来庁や電話に加えましてメール等からも寄せられております。メール等にありましては、その現物を、また来庁や電話の場合は、まず複数の職員で内容を把握することに努めておりまして、その聞き取った内容について原則報告書として取りまとめ、課員から町教育長まで共有をして対応することとしているところでございます。

学校等からの現場の声につきましては、学校等の管理職などから入ってくることも多くございますけれども、指導主事が頻繁に学校訪問をすることでその収集をしているところでございます。

現在は新型コロナウイルス感染症の対応もございまして、入手した情報は即座に町教委全体で共有し、対策を考えるように努めている状況でございます。

また、社会教育施設や幼稚園、小中学校にありましては、現在60名余りの会計年度任用職員に各種業務の支援をお願いしているところでございますけれども、この方々とは現場の声として定期的に社会教育課や学校教育課、校長などが個別のヒアリングを行いまして、その中で業務改善

に係る御意見もお伺いしているところでございます。

こうした対応を行うことによりまして、報告者の主観により歪曲された住民の方の真意が伝わらないということはないのではないのかなというふうには認識をしているところでございますが、このたびの議員の御指摘につきましては、認識を新たにいたしますとともに、危惧されることがございましたら具体的にその声をお届けいただきたいとも考えているところでございます。

町教委では、幅広い声の受け止めに努め、まずは相手の立場に立って受け止め、必要な情報提供とともに課題解決に向けた対応を引き続き丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 御答弁ありがとうございます。優秀な職員さんが本当に多いので、意図せず報告の中で足したり引いたりの状況になっていることがあるかとも思います。

なぜこのような質問をしたかといいますと、今まであまり話す機会がなかった方々と、コロナの中でですけれども話す機会が非常に増えました。その中で私自身が聞いたことと、行政等々から聞いたこととか、把握していたこととのずれを感じるものが何度かありました。確認してみると、そこが一番大切ではないかなというところが省かれていたり、変換されていたりしているという状態も僕の理解ではありました。それが結果として、その方の人生は言い過ぎかもしれませんが、少なくとも生活を変えてしまっていたとしたら、それがいい方向ではなく悪いほうにだったら困ったことだと思っています。

ここでお話するのは不適切かもしれませんが、本当は働き続けたかったのに定年ではなく退職してしまった職員や、または契約を延長できなかった方、町のためにと思い発言したことが原因だと本人がそう感じていらっしゃったら本当に寂しいことだと思います。普段の会話や、先ほど町長からもありましたけれども、コミュニケーションですよ、普段から会話や報告をよくしていただいて、あと、その会話と文字での文章は聞いた人、読んだ人が最終的な意味を決めてしまいます。意図しない方向に受け止められてしまわぬよう、誠意ある対応をぜひともお願いしたいと思います。

上司や先輩の方々は後輩や担当者の立場に、そして担当者は相談者や意見を言われる方の立場に立って、今何が起こっていて何に困っているのか、何を伝えようとしているのかを純粋に理解し、解決へ導いていただきたいと思います。

ゼロコロナからウイズコロナ、リモートワークもいいところがたくさんありました。でも、やっぱり直接の人と人とのつながり、平生町のような田舎の役場は特に人と人とのつながりを大切にしていきたいと思います。

一般質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はいいのですね。

.....  
○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。

午前9時59分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました保健センターについての質問をいたします。

保健センターは、町民全体の健康を守る大切な役割を持っています。仕事の内容は保健センターの管理運営に関する庶務をはじめ、予防接種や母子保健、住民の健康づくりと多岐にわたっています。

まず、1つ目の質問は、保健センターの事業内容の変化についてお尋ねします。町の少子高齢化の進展で現状は日々変化しているところです。そうした中、限られた予算と職員数で対応していくには大変な御苦労があることと思います。そのような現状の中で、保健センターの役割や事業内容はどのように変化しているのかをまず質問いたします。

2番目は、感染症予防事業についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染症の流行は3年目に入りました。最初の年は、国の方針がなかなか定まらない中でも、平生町は速やかなワクチン接種が始まり、町民は安堵したものです。保健センターの職員をはじめ、関係職員は大変な御苦労をされました。本当に御苦労さまでした。

しかし、今もって収束が見通せない中、4回目の接種が始まろうとしています。決して十分とは言えない人数での対応となります。職員の健康や他の事業に影響はないでしょうか。質問いたします。

3番目は、若者や男性への取り組みについてお尋ねいたします。男性の育児や家事への参画が現在大きな課題となっています。若者や男性の家事育児への当事者意識や、スキルの獲得に資する事業の現状と課題をお答えください。

4番目には、施設の今後の整備計画について質問いたします。特にトイレについては、他の施設では新しくきれいなものになっています。しかし、保健センターのトイレは和式のままで、洋式は一つあるきりです。たくさんの方が出入りする施設です。改修の予定をお伺いします。

最後に、いろんなところが引っ越しで場所が空いていると思います。保健センターは手狭になっていますので、そういったものの利用は考えられないか。

以上、5つお答えください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 保健センターについて御質問をいただきました。

まず、役割の変化につきましては少子高齢化が進行する中、寝たきりや認知症などの要介護者の増加とともに医療費や介護などに要する社会保障給付が増大しており、個人の健やかで自立した生活を維持するためにも、健康寿命を延ばすことが喫緊の課題となっております。本町におきましては、町民の健康づくりや健全な食生活の確立を目指して様々な施策を推進しております。

保健センターは住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的として設置されており、乳幼児期から高齢期に至るまで全ての住民の健康維持増進を図る拠点となっております。

母子保健事業につきましては、乳児家庭訪問、妊婦・乳幼児健診、育児学級、離乳食学級、パパママスクール、幼児ことばの教室等があり、平成30年10月には妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うために子育て世代包括支援センターカンガールームを開設し、妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解決するための相談体制を整備しております。

また、高齢者の健康推進事業の一つとしてがん検診の実施がありますが、昨年度の受診者のうち、60歳以上の方の受診率は約70%であり、40歳から59歳までの28.9%に比べて検診率は高くなっております。

国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者の特定保健指導におきましては、令和3年度は10月に実施した集団健診の会場に特定保健指導のブースを設置し、腹囲、BMI、血圧で基準を上回った人に生活習慣を見直すサポートを行っております。今後も、保健センターにおいてはそれぞれのライフステージに合った切れ目のない保健事業を展開し、町民の健康福祉、健康維持増進に努めてまいりたいと思います。

一方、高齢者の支援や健康増進につきましては、保健センターの業務以外に健康保険課介護保険班が町民福祉課地域福祉班、平生町高齢者包括支援センターと連携しながら様々な教室や取り組みを実施しております。その実施のために平成28年度に保健師1名を介護保険班に配置し、令和4年度にさらに保健師1名を配置し、様々な高齢者施策を行っております。具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の中で、いきいき百歳体操を町内20カ所で開催し、やまぐち元気アップ体操を5カ所、高齢者筋力向上トレーニング事業については平生まち・むら地域交流センターに場所を移して実施をしております。令和3年度からは高齢者おでかけ支援事業の実施、令和4年度からの取り組みとしては生活支援の担い手養成等の地域資源の開発、日常の生活支援や介護サービスをできる限り地域の支え合い、助け合いで行っていただけるような体制づくりを推進するため、平生町いきがい助け合い応援事業を開始しております。

また、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、国保データペー

システムを活用してデータ分析を行い、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して、令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでおり、生活習慣病の重症化予防のための個別支援や、百歳体操等の通いの場におけるフレイル予防の普及啓発を行う集団支援を住み慣れた地域で一体的に提供しております。

今後においても、一層の支援体制の整備及び事業の推進を図り、全世代が輝ける安心して生活し元気に暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、感染予防事業でございますが、令和元年12月以降、中国—武漢市において新型コロナウイルスを原因とする複数の肺炎患者の発生が報告され、令和2年1月には日本国内での感染が確認されました。2月28日には、小中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業の措置が取られるなど連日状況が変わる中、対策本部の開催、情報収集、情報提供等の対応を行ってまいりました。

そして、令和2年12月頃から本格的に新型コロナワクチン接種の準備が始まり、国や県の指示の下、予算の計上、接種体制の確保等を行い、令和3年4月よりワクチン接種を開始いたしました。当初は予約体制が十分ではなく、電話が繋がらない状況が続き、町民の皆様には御迷惑をおかけしたこともありました。接種が進むにつれて予約体制も落ち着いてまいりました。また、他課の職員にも接種会場での業務を当番制で当たってもらい、保健センター職員が通常の業務に当たる時間を確保してまいりました。

3回目の接種については、集団接種会場を保健センターに固定したことにより、接種会場の準備、後片づけ、ワクチン運搬がなくなり、負担はさらに軽減されました。これらのワクチン接種期間においても、限られた人数でワクチン接種関係の業務を分担し、母子保健事業の乳児家庭訪問、各種学校、幼児健康診査、個別相談、がん検診等の健康推進事業を感染対策を取りながら実施をしてまいりました。通常の業務に比べて、ワクチン接種業務が大きな割合を占める中、限られた人数で職員の協力を最大限生かすことができる組織のマネジメントが求められております。

これから4回目の接種が始まりますが、これまでの反省を踏まえ、接種事務の進行を適宜管理するとともにこれまでのワクチン接種で得られた貴重な経験を生かし、接種を希望する人が安心して迅速に接種を受けられる環境を整えていきたいと考えております。同時に、母子保健事業、健康増進事業、精神保健、栄養改善、食育の推進といった事業の進行管理を行い、より効果的、効率的な事業実施に努め、町民の健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、若者や男性へのということでございます。少子化や核家族化の急速な進行に伴い、家庭における子育て力の向上が求められているところでございます。子供が生まれ育つ場所は家庭であり、家庭における子育てのありようが子供の育成に大きく関わっていくところであり、とりわけ父母の子育てへの関与が重要な要素となっているところであります。最近では、育児に対する

理解も深まり、幼稚園や保育園の入園式や行事に両親で参加されるのが珍しくなくなっており、厚生労働省の雇用機会均等基本調査によりますと男性の育児休業取得率は低水準ではあるものの上昇傾向にあります。

一方、女性の就業者は増加し、就業率も上昇するなど職業生活における女性の活躍が進んでおりますが、家庭生活における家事育児等は主に女性により行われており、女性の負担割合が依然高いことが課題であると捉えております。

保健センターでは、男性の育児参加を促すため、母子保健手帳を交付する際に父親の心得と役割についてのリーフレットを全員に配布し、出産前にパパママスクールを行い、産後の母親と新生児との生活についての講話や、妊婦体験、沐浴の実施演習などを行い、男性の育児参加の意識を高める事業を実施しているところであります。父親が積極的に育児に参加し、母親の育児負担を軽減することにより、母親の幸福度も上がり、子供の成長においてもよい影響がもたらされるのではないかと期待しているところであります。引き続き、父親が育児参加することの意義や重要性について情報発信し、一人でも多くの父親が育児参加への意識を高めることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保健センターの整備計画についてお答えをいたします。保健センターは、住民の健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域の保健に関し必要な事業を実施するため、昭和61年に竣工いたしました。令和3年度の保健センターの事業実績は、コロナ禍の影響により、例年利用者の半分の約2,500人でしたが、生涯安心なまちづくりの拠点としてはなくてはならない施設となっております。既に建設から36年が経過し、老朽化が進み、改修の時期が来ていると認識をしております。平成29年3月に策定いたしました「平生町公共施設等総合管理計画」を上位計画とした建物施設の維持管理方針を示す個別施設計画を令和3年3月に策定しております。令和5年度に長寿命化改修を予定しているところございまして、保健センターの個別施設計画にも示されております。

御指摘のトイレ改修については、利用者が妊産婦、乳児から高齢者、そして最近では育児に関わる父親まで幅広い年代の方々が御利用されることから、洋式トイレの改修が必要であると認識をしております。長寿命化改修と併せてトイレの改修も検討を進めているところでございます。様々な利用者のために利便性を配慮した施設の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、保健センターでございますが、まずワクチン接種会場についてですが、1、2回目の初回接種は、各区地域を巡回してワクチン接種を行ってまいりましたが、令和3年8月以降は熱中症対策の要請もあり、保健センターのみで行っているところであります。保健センターで行うことで、ワクチンの運搬や会場ごとの準備や後片づけが不要になったこと、接種券発行等の対応が保健センターで可能になったこと等、効率化が図られたところでございます。

しかしながら、それまで定例で保健センターを利用して活動を行っていた団体の皆様には、集団接種を実施している間、活動できなかつたり、場所を移動していただいたりと御迷惑をおかけしたところであります。利用者の皆様方の御理解と御協力によりましてワクチン接種が実施されておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後実施する4回目の接種につきましても、保健センターで集団接種を実施する方向で準備をしており、関係団体の皆様には引き続き御迷惑をおかけすることとなりますが、より安全に効率よく接種ができるよう尽力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、保健センターの利活用についての御質問でございますが、御案内のとおり本庁舎の整備に合わせて教育委員会が7月から本庁舎へ移転することとなり、その後は保健センター単独で利用することとなります。センター内の状況といたしましては、事務所や書庫が手狭なこと、個別相談スペースがないことなどの問題点もありまして、これらを考慮し、住民と職員の使い勝手に配慮した利活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 丁寧なお答えありがとうございました。いろいろかなり考えていろんな事業をされていることがよく分かりました。いろんな関係各課との協力もできているようですので、そういった面では安心しております。

あと、コロナの予防接種のときにも、ほかの課から来て一生懸命対応していらっしゃるのを見ておりますので、これからも何か急な変更があったときには関係課以外からも集まって、いろんな協力体制が取られるようお願いしておきます。

それと、男女共同参画については、こういった男女共同参画社会の実現は国の最重要課題ともなっております。6月は男女共同参画週間でもあります。平生町でも各課でしっかり取り組んでいただきたいものです。

特に保健センターにおいては、男性のパパママスクールという感じで、以前は女性の対象だけだったのですけれど、男性の対象も入れていただいております。生活者として男性が自立することができたら女性も大変助かりますし、虐待も少なくなるでしょうし、いろんな、例えば成人病についてもいろいろ学んでくださると思いますし、高齢者となって例えば男性が独り暮らしになったときに、生活者としての自立手段が——要するに料理とか、掃除とか、そういった家庭での仕事なんですけれど、それができないと惨めな思いをされる方もいらっしゃいます。家事をすることが惨めだと考えていらっしゃるお年寄りもいらっしゃいますので、そうならないようにしっかり保健センターでも取り組んでいただけたらと願っております。

いろいろありますけれど、今とても見通しのできない時代の町政をやっていないといけない、

それも少ない人数でぎりぎりの財源でやっていかないとはいけませんので、今何が一番必要で、何が何とか省略できるかというのをいつもしっかりと考えながら保健センターの運営に力を出していただきたいということをお願いして、この質問に対しては終わります。

次の質問に移ります。次は、イタリアーノひらお推進事業についてでございます。

町長は、この4年間をかけて、平生の魅力づくりとその発信に力を注がれてきました。そして、その一つがイタリアーノひらお推進事業だと思います。町長のこの事業にかける夢や思いをお聞かせください。

また、その実現に向けて職員にどのような指示を出されたのか質問いたします。

次に、今年度の予算テーマに「魅力的で活気に満ちたまちづくり」を掲げておられます。その中で、イタリアーノひらお推進事業に何度も触れられています。今年度中にこれだけは実現させたい事業や目標をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

イタリアーノひらおの事業でございますが、室津半島と地形や気候がイタリア半島に酷似していることにヒントを得て、平成30年11月にイタリアーノひらお宣言を行って以降、イタリアをテーマとしたまちづくりを進めてまいりました。ちょうどこの宣言を行った際には、私も選挙を終え、この宣言の場に同席をさせていただいたわけございまして、いわば、私の就任と時を同じくして進めてきた事業でございます。このたび町長に就任してすぐに具体的に取り組みを進めてまいりました。特に令和元年度から3年度までの3年間をスタートアップ期間として、国の地方創生推進交付金事業を活用し、産業観光分野を中心として各種事業を積極的に行ってまいりました。

まず、オリジナルブランドPR事業として、オリジナルグッズによるPRのほか、イタリアーノひらおフェスタの開催、また観光協会主催の大星山サイクルフェスタでは、イタリア人プロ自転車レーサーの招聘など、イベント開催を通じてイタリアーノひらおのPRを行ってまいりました。

また、昨年度はイタリアーノひらおプロモーション動画を作成、公開することにより、イタリアーノひらおの魅力と町の元気を全国に発信いたしました。

次に、特産品開発事業として令和元年度に阿多田オリーブパーク、令和3年度に名切オリーブファームを新たに整備し、地域おこし協力隊の制度を活用し、オリーブやレモンの試験栽培への取り組みを行い、特産品の開発を進めてまいりました。

そして、産業活性化事業として、地域産業の活性化を目的として企業紹介フェアの開催や特産品センターへの支援など、有機的に結びつけた事業を実施することにより、イタリアーノひらお

による産業観光振興に取り組んでまいりました。

また、イタリアーノひらおの推進のために地方創生推進交付金事業以外にもこれら事業を効果的に進めるため、オリーブ植栽イベントの開催やイタリア野菜の振興を実施したほか、イタリアーノひらお観光大使の委嘱など様々な事業を行ってまいりました。町のこうした取り組みの結果、観光協会によるポロシャツの作成や佐賀小学校によるカリフローレの栽培など、関係機関それぞれの取り組みとして行っていただくことも出てまいりましたし、住民によるまちづくりグループの設置、民間事業者からのロゴマークの使用申請やイタリアーノひらおに関連した事業展開の申出なども出始め、取り組みが広がりを見せてきております。当初、イタリアーノひらお推進事業の目的として掲げておりました平生町の地域資源を生かしながら、全町民がイタリアという統一テーマによる活動を展開することで地域ブランドを確立し、地域経済の活性化とともに交流人口の拡大を目指すということに対しましては、少しずつではありますが、確実に取り組みが実を結んできていると感じているところでございます。

今年度の目標でございますが、今年度の予算編成テーマであります「魅力的で活気に満ちたまちづくり」を実現するため、実施を予定している今年度のイタリアーノひらお関係の事業について、まず、観光産業分野から申し上げます。

今年度の主な観光振興施策につきましては、昨年度作成したイタリアーノひらおプロモーション動画のCMを半年間放送することとしております。また、室津半島を空撮し、画像を活用してイタリア半島に酷似していることを積極的にPRしていくことなど、今後もイタリアーノひらおの知名度向上、交流人口の拡大に向けたさらなる取り組みを行っていくことといたしております。

産業振興施策といたしましては、これまで取り組んできたオリーブ、レモン栽培の振興に引き続き取り組んでまいります。オリーブにつきましては、阿多田オリーブパークに植樹したオリーブの一部収穫が見込まれることから、オリーブの搾油体験を実施することといたしております。イタリア野菜の振興につきましても特産品化に向けて進めてまいります。そして、何よりレモン栽培につきましては、新たな法人による農業参入が予定されておりますので、これが実現できるよう取り組みを着実に進めていきたいと考えております。産業振興分野につきましては、これまで行ってきたイタリアーノひらおの取り組みが、確実に経済活性化に結びつけていけるよう取り組みを継続してまいります。

それから、平成30年度にイタリアーノひらお宣言をいたしまして、ロゴマークの発表などを行っております。令和元年度からは国の地方創生交付金を活用したイタリアーノひらおプロジェクトを中心に取り組みを進めてまいりましたが、その周知が徐々に図られていると認識をいたしております。本年度においては、イタリアーノひらおに結びつけて今後どのような町の魅力を向上させていくのかを検討していくために地域活性化起業人制度を活用し、都市圏に所在する企業

の社員から意見やアドバイスをいただいております。

さらに、町の魅力づくりの題材としてイタリアーノひらおを選定し、住民と職員の合同研修の開催を予定しております。開催に当たっては、イタリアーノひらおについて主体的に取り組む人を増やしていくことをポイントとして捉えております。この合同研修においては、町において令和2年度から実施しております「地方創生人材育成伴走型支援事業」を活用いたします。これまで職員の人材育成アクションプランに基づき、住民と行政の協働関係をベースに業務に取り組む職員の育成に取り組んでまいりましたが、このたびの合同研修も同プランに基づく研修として開催するものであります。合同研修は、このアクションプラン研修とイタリアをキーワードとして地域ブランドの推進に取り組み、町内各種団体により構成されているひらおの魅力づくり推進協議会の専門部会との共同開催となります。年6回の合同研修を通じまして、イタリアーノひらおの目指す姿を描き、様々なアイデアを踏まえて検討し、専門部会で実施する取り組み内容が決定することになります。その内容も参考にしながら各主体の主体性を尊重し、住民と行政の協働関係をベースに、町としての今後の取り組みに係る計画を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 町長においては、スタートアップ事業で、交付金をしっかり活用されて、いろんなことをされています。PR動画も評判がいいですし、あとは町内の団体との協働をどうするか、町民との協働をどうするか、企業との協働をどうするかという、いろいろ考えどころがあると思います。

特に住民との一体感をつくるのに一番簡単なのが、ゼラニウムを使った——ゼラニウムという花があるのですが、イタリアの窓辺には必ず飾ってあります。あの花はとても強いです。挿し芽でつきますし、種でもつきますから、あぁいったものを園芸の好きな方に増やしてもらって、各家庭に一つずつ鉢を勧めるとか、そういった住民を取り込むやり方、そして、関係団体との協働は、ここのところコロナでいろいろ関係団体の人たちができなかったことがたくさんあって、今さらやれないということも聞いております。今さらいろんな事業がやれないのならタイアップして、1つのグループで無理だったら、2つでやったら何とかできるかもしれないという話も聞いていますので、そういった取り組みも今から推進協議会とともに話されたらと思います。

地域おこし協力隊を民間委託されたり、いろんな取り組みや新しい取り組みをたくさんしているところですよ。この4年間の——今4年目なんですけれど、いろんな町長のカラーが出てきているところですよ。見えているところですよ。これからイタリアーノひらおについても、花が咲き、実がなるところだと思います。次の4年間で何を目指していられるところですか。それをお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） この4年間本当に私、仕事をいろいろさせていただいたなと思っております。ただ、この3年間で全くコロナで町民の皆様ともお話が数多くできなかったという状況で、いろんな会合にも出席できなかったような状況でございました。

これまでを振り返ってみますと、私、平成30年の12月11日から就任をさせていただいたところでございますが、まずもって一番初めにやったことが、懸案でありました国道188号線柳井・平生バイパスにつきまして、これは何とかして実現したいという思いで、12月に就任して1月に直ちに国交省等に陳情に上がりました。次の年、平成31年、令和元年になりますが、これ、7回東京に行って陳情いたしております。本当、すごい回数で東京に行かせていただいて、国会の先生ともお話をさせていただいたりしたところであります。これがようやく令和2年度に着工ということが決まりまして、私としては本当に安堵させられたものでございました。

次の年になりますと、令和2年ですけれども御承知のとおり、新型コロナウイルスが2月頃からだんだん増え始めまして、もうどうしていいのかなというくらい何もできない状況でしたが、ただ国の例の特別定額給付金の給付事業というのがございまして、これ、何とかして町民の皆さんに一日でも早くお届けしたいという思いで、5月の連休中も仕事をしてもらいながら、職員みんなが努力をしてくださいますと、令和2年5月12日に支給を開始することができました。本当に職員のすごい努力があったものと私は思っております。県内でもトップクラスで支給をさせていただくことができました。本当にありがたかったと思っておりますし、町民の皆様も喜んでいただいたのかなというふうに思っております。

それから、ワクチン接種事業がまた始まりまして、これもまた新たな事業でございまして、町としては初めての経験で本当にできるのかなというふうな思いでしたけれども、ただ職員が一生懸命頑張ってくれて、少ない人数の中でワクチン接種をしていただいて本当にありがたいなと思っております。

こども医療費助成につきましては、私が就任当時は乳幼児、小学1年から3年生までで所得制限がありました。毎年度、少しずつではありますが拡充をさせていただきまして、今年の8月から乳幼児、小学生、中学生、それぞれ全ての子供たちの医療費助成が始まることとなりました。本当に苦労しながら、毎年毎年着実ではございますが、少しずつ少しずつ是正をさせていただいて、よくなったなという気がします。

最後には、前町長から引継ぎを受けました新庁舎でございます。私もなったときから新庁舎をどうにかしないといけないなという思いがありました。本当にこのままで、万が一大きな地震が起きたとき、本当にどうなるのだろうか、これが崩れ落ちたときに職員はどうなるのだろうか、町民がいらっしゃったらどうなるのだろうかというようなことをつくづく思いながら、何とかし

て新庁舎を造りたいということで一生懸命努力させてもらって、皆様方の御理解もいただいてようやくできました。本当にありがたい、私は幸せなこの4年間を過ごさせてもらったなというふうに思っております。本当に議員の皆さん、職員、そして町民の皆様方の御協力と御理解にしまして深く感謝を申し上げたいと思います。

12月10日で、私は任期満了でございます。私としてもまだやりたいことがございます。今おっしゃったイタリアーノひらおも何かうまくいっているのか、もっとどうなるのかみたいなこともございます。これも私も最後まで見届けたいという思いもございます。

それから、関係人口の増加です。これは今、移住とか定住とか言っていますが、移住、定住する方がいきなり平生に来て、ここに住みたいという人はほとんどいないと私は確信しています。やはり関係して、関係するうちに町民の皆さんと仲よくなって、ここはいい所だな、住んでみようかなというふうになるのが順序だと私は思っています。したがって、関係人口を増やさない限り、移住、居住とはなかなか結ばないと思っておりますので、今年から始めましたが、これを一生懸命やっていきたいなというふうに思っております。

それから、小学校、中学校の給食センター、これについてもまだ結論が出ておりません。今、本当にいろいろ考えております。まだ若干時間があるので、これについては財力も含めまして検討をさせていただきたいなというふうに思っていて、いろんなものがまだまだ山積みでありますので、私としてはまた次の一期をさせていただきたい、働かせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ありがとうございます。本当に町長の思いを聞かせていただいてうれしく思っております。特にこの庁舎の建て替えについては、国の最も有利な制度を使われて、住民のために、私たちはとても心配していましたので、お金がすごくかかることですのでね。それをとても有利なものを使われたことはとても評価したいと思います。

また、今、いろんな思いをおっしゃってくださってございました。この思いが職員、そして住民にどう伝えるかというお話になるのですけれど、いろんな総会にもコロナの関係で出られなかった、今はぼちぼち出られるようになられましたけど、いろんな祭り、その他も自粛して、そういったところで町長の御挨拶が聞けるのが今までだったのですけど、このところコロナ禍で3年目ですけど、町長のお話が聞けなかった、住民はとてもそれを残念に思っております。ですから、いろんな機会をつかまえて、町長から町長の今の思いをしっかりと発信して、みんなに声が届くような形をしていただきたいと思います。また次の期でもしっかりと花を咲かせたいものが、188号もまだですから、たくさんあると思います。それに向けてしっかりと活動してくださるこ

とを本当に今のお話の中で私、受け止めましたので、しっかり頑張ってください。応援しております。どうもありがとうございました。

.....  
○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時54分休憩

.....  
○議長（中川 裕之君） 再開いたします。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。それでは、通告順に従って質問を行います。

まず最初に、宣誓と職員の心構えについて。本年度9名の職員が採用されました。そして、そのうち6名が女性であり、ジェンダー平等がよく言われている中で、そのことを体現するような結果であり、本町の将来に明るい希望をもたらすものだと思っています。

それでは本題に入りますが、全ての自治体労働者は、憲法15条の全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念するということが義務付けられています。

この立場から、自治体労働者は新しく採用された時点で服務の宣誓をしなければならないことになっています。宣誓文を紹介すると「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」という文章になっています。

町長にお尋ねしますが、20年以上前になりますがこの宣誓文が庁舎内に貼り出されているのを見て、そして、それを読んで私は感激したことを覚えています。新庁舎になり壁に貼るといふことにはなりそうにありませんが、何らかの工夫をして庁舎内で町民にも職員にもよく見えるところで公開すべきと思いますが、いかがでしょうか。

宣誓文は、職員としての心構えを説いたものであり、様々な研修をされているようですが、この宣誓について最初に研修を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えさせていただきます。

地方公務員法第30条では「全ての職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とし、地方公務員

の服務の基本、根本基準を規定しております。

また、地方公務員法第31条及び町条例において、新たに職員となったものは服務の宣誓をしなければならず、その職務に従事する前に宣誓書に署名することが規定されております。

服務の宣誓は、職員に対して公務員の使命を自覚させ確認させるために就任する際に宣誓されるもので、職員が住民全員の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであることから、課せられる義務です。その内容は、国民主権を認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護すること、地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することとなっております。

本町では、新たな職員になった者一人一人が、私の面前において宣誓書を読み上げることとしております。地方公務員として、町職員として、倫理的自覚を確認してもらう場であると考えております。

町職員には、機会があるたびにこの宣誓書の内容を思い出していただきたいと考えております。宣誓書の様式につきましては、平生町職員服務の宣誓に関する条例に規定されております。公開されておりますので、職員のみならず誰もが自由に閲覧できるものとなっております。

新規採用の職員には、様々な研修が課されてますが、採用日より前に実施する採用決定者事前説明会において職員の服務や服務の宣誓についての説明を行っております。採用後に開催される公益財団法人山口県人づくり財団の新規採用職員前期課程研修においても、地方公務員の服務に関する研修を受ける機会が設けられており、職員の知識向上、定着を図っております。

また、町で行います新規採用職員研修におきまして、各課からの業務説明の前に私から、全体の奉仕者として公平公正な立場で職務に精励するよう宣誓書の趣旨などを含めて1時間ほど話をさせていただいているところでございます。

今後におきましても、職員一人一人が、職員としての心構えを説く宣誓書の趣旨及び内容を深く意識しながら、職務に当たるよう機会を捉え指導していくよう努めてまいります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、町長から答弁を頂きました。基本的には、私の納得のいく答弁だったと思います。ただ一点だけ、この宣誓の文章を町民にも公開っていうか、みんながよく見るところに何とか公表してもらえないかという話については、条例とかインターネットでも見ることができるし、そういう部分では見れるんですけど、幸い1階には何か電光掲示板みたいなものがあるような気がするんですが、ああいうところにテロップか何かで流れるようにされたらいかがかなというふうに思っていますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

宣誓書は、皆各自同じ文章でございます。ですので、全てを挙げるにしても名前が違うだけでございますので、いずれにしても、インターネットというか、ホームページでも見れるのですが、そういうことをするかどうかも含めて、ちょっと検討はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 一人一人の、こう署名の入った宣誓文書をもっていう意味ではなくて、その職員全体は町民の皆さんに対して、こうした立場で私たちは仕事に臨んでいるんですよというのが分かるようにという意味で言ったので、文章そのもので誰が署名したとか何とかいうのは抜きにして、そういう立場で公開をしていただければということで、これは、先ほど検討もされますという話がありましたので要望しておきます。

それでは続いて、2番目の物価高騰対応臨時交付金の使途についてということで質問いたします。

政府が4月26日に策定した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中には、地方創生臨時交付金として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分1兆円の創設もされているようで、そのうち8,000億円が先行交付され、市町村は4,000億円と言われ、本町でも7,300万円の交付があるというように聞いています。

私は、最近町内の業者さんから、物価の高騰や資材の高騰についてお話を聞きました。そうした話を基に町長に2点、教育長に1点お尋ねをいたします。

漁業者の方からは、今年の今ごろはリットル70円だった油が現在は少し下がりぎみだが120円、また船の部品や漁具などみんな高くなっており、損はしないまでも利益が少ないので漁を控えていると話されました。漁業者の燃料などについて対応ができないものかお尋ねをいたします。

先般、臨時議会の折、繰越明許費の報告がなされましたが、繰越分については未契約の分が含まれています。この間の資材の高騰は大変なもので、建設業など資材の高騰分に対応できないかお尋ねをいたします。

次に、教育長にお尋ねします。

文部科学省からも、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めていただくようお願いしますという通知も出されているようですが、本町では学校給食の値上がり部分について補填できないか、以上お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員の御質問で、物価高騰対応臨時交付金の使途についてということで、まず漁業者の燃料などについて対応できないかということでございました。議員が申されますように、このたびの交付金は、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活者や事業者の負担軽減に充てるため、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として新たに創設されたもので、漁業者の燃料高騰などの支援においても活用できる交付金となっております。

ただ、今回の交付金につきましては、使途の対象者が原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者、事業者となっております。漁業者のみならず、町内の様々な業種の事業者や生活者の状況を確認するとともに、国、県の支援事業との関連性を確認した上で、活用方法を検討することが必要となっております。現在、その検討を行っているさなかではございまして、今後交付金の活用方法の方向性を決定いたしましたら、改めて御提案させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

また、議員の御指摘は町の水産振興、とりわけ漁業者の継続的な経営に対して御配慮いただいたものと存じます。この社会情勢の中、誠にありがたい御指摘と受け止めさせていただきます。今後とも、町の水産振興、また町の活性化において御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、繰越分の未契約分でございますが、議員御質問の同交付金で建設業など資材の高騰に対応できないかということでございますが、この交付金の交付対象外となっております。令和3年度繰越分、または本年度未契約分の工事につきまして、発注する際の資材高騰への対応といたしましては、国や県の通知及び取扱いに沿った基準で資材の高騰等を考慮した単価で積算し発注を行っております。

また、積算を行う際に、見積もりを要する資材等については関係業者から見積書を提出していただき、物価上昇が考慮されたものと判断し、資材の高騰に対応した内容での発注を行っております。

また、工事発注後の物価高騰分につきましては、国や県と協議し適正と判断した場合は、今年度の補正予算、または当該工事の事業量の補正で対応してまいりたいと考えております。今後につきましても、制度や社会情勢等を注視し、引き続き国や県の通知及び取扱いを踏まえ、適正な発注に努めてまいりたいと存じます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食の値上がり部分、これへの臨時交付金活用についての御質問にお答えをいたします。

御指摘のように、食品の値上げが本格化しております。ある研究機関の報告によりますと、食品主要105社が年内に値上げを実施したか、値上げを予定していると、このようにございませ

たし、また、食用油や小麦粉の急騰により、平均値上げ幅は13%に上り、夏をピークとして秋以降も再値上げが広がりそうだと、このような見方も出ているところでございます。

町内学校給食へのこうした影響につきまして、昨年度と現在の状況を学校給食物資の単価、こちらで比較してみますと、牛乳やパンなど多くは数%から10%前半にとどまっていますが、食用油につきましては50%を超える上昇率になっている状況がございます。

町教委では、学校給食において物価の急騰による学校給食の栄養バランス、あるいは質、量の低下、こういうことはあってはならないとこのように考えております。こうした値上がりの状況につきましては学校栄養教諭とも常に状況を共有しておりますけれども、これまでどおりの献立の継続のためには現時点では給食費の値上げには至らないまでも、何らかの対策を講じる時期が迫ってきている、このように認識を今、しているところでございます。

このことにつきましては、国の総合緊急対策におきまして、地方創生臨時交付金のうちコロナ禍における物価高騰対応分により、学校給食費の負担軽減など子育て世帯の支援などの取り組みをしっかりと後押しすると、このようにされておりますことから、このたびの物価高騰に関しては、町教委では、学校給食の質や量の維持のための経費上昇分の保護者負担につきましては、現状では考えておりません。

また、この地方創生臨時交付金を活用し、値上がり部分を補償するなどにより保護者の負担を増やさない取り組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長の答弁では、このコロナ禍と物価高騰の中で困っている人は漁業者だけではありませんよと。それはそのとおりだと思います。そういうことで、全体を見ながらこれの対応については今検討し、近々公表もできるであろうという答弁であったと思います。それで、私も結構だと思っております。そういう方向で、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

それから、あの繰越分のことについて、資材の高騰に対応した発注を行っているというような話もございました。それで、昨年3月の補正の中で繰越分が出されているんですが、その中で、町有建物の解体事業は、これは入札不調だということで繰り越しになってました。それから、農業用水路の長寿命化防災減災事業についても、これは3つのため池ということで、そのうちどれかかもしれません、入札の不調というふうに私はメモをしております。それから、道路橋梁費でも入札の不調というのが1件ほど、それから町道の改良事業でも入札の不調が1件、そういうことで、あとほかにも入札の不調が何件かありますけど、入札が不調っていうことであれば私が一般的に理解するのは、工事価格と業者の見積もりっていうものが、見積もりっていうか、希望する工事価格は整合しなかったからじゃなかったかというふうに思っていますが、その辺のこと

については、これからの対応は大丈夫なんでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えさせていただきます。

不調といいますか、基本的に皆さん辞退というのが多いんです。これももう多分、平生町の事業者がたくさん事業をして、自分たちで持って、これまでできないという方のほうが多いです。ほとんどそうです。入札にさえ来られないという方たちがほとんどでありまして、これをどうにかしないといけないとは思っております。金額に折り合いがつかないっていうようなことは、そんなにありません。ざっと見てですね。ですので、その何と言いますか、辞退される方たちが仕事を早く終わらせていただければ、入札に参加できるのかなというふうに思ってます。

また、今町内の事業者をお願いを、指名競争入札しておりますけど、これは町外も含めてもいいのかな、まだこれは——隣接したところに入れてもいいのかなと思っておりますが、これは審査委員会がありますので、そちらのほうで決めていこうかなというふうに思っておりますので、どうなるかはまだ分かりませんが、そういう状況でございますので、これを何とかできないかなと、私も頭を悩ませているところでございますので、入札する関係の部署ともよく相談しながら、検討していきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 入札が不調の原因っていうものは、基本的には町内の業者さんが仕事を抱えすぎておられて、そういうことで辞退をされるというケースも多々あってということでお話がありました。随分業者さんも少なくなったなあと、私も思っていますので、町長の答弁が真実なのかなということに理解をしたいと思います。

それから、資材の高騰っていうことにつきましては、内閣府も資材が高騰して、せっかく保育園を建てようと思ったのにそれが前に進まないという全国的の、ある町の話だろうと思うんですが、そういうことについてもこれは対応できるからぜひ対応するようにというふうな話も聞いておりますので、工事関係については、しっかり対応していただけたらというふうに思っています。

それから、教育長の学校給食の答弁につきましては、何らかの対応が迫られているということのお話で、そういうふうな方向で対応されるということであったので、ぜひそういう形で対応していただければというふうに思います。

それでは、2点目は以上で終わって、3点目にはいります。

3点目に、児童クラブの運営についてお尋ねをいたします。

本町の児童クラブは、佐賀小学校区と平生小学校区でそれぞれ運営されています。今年度、平生小学校の1年生のクラブへの入所希望者が予想以上に多く、指導員さんを増やされたほうがい

いのではないかとのお話を聞きましたが、現状を掌握され、子供たちのために指導員の増員はできないものかお尋ねをいたします。

そして、3月の議会で指導員さんの処遇改善について見解を求めたところ、全員、会計年度職員であり、根拠も示されなくて、低くないと言われましたが、低くないという根拠をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

児童クラブにつきましては、厚生労働省の作成した放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、1支援当たりの児童数はおおむね40人とし、放課後児童支援員の人数は、支援の単位ごとに2人以上となっております。

令和4年4月の平生児童クラブの利用児童数は77人となっており、コロナ禍の影響を受けて利用が減少していた昨年度と比較して10人以上増加しております。中でも1年生の利用が41人と、例年と比較しても大変多くなっておりますことから、1年生のみと2年生以上に分けて2支援としております。

そこで、本年度は、支援員を7人、補助支援員を2人任用し、シフト制により出務しております。1年生は例年になく多いことに加え、年度当初は小学校に入学したばかりで児童クラブにも慣れていないこともあり、3人の支援員を配置し、2年生以上の36人に対し支援員を2人配置しており、この配置は現在も継続しております。

国の基準は満たしておりますが、児童の特性や時期に応じてきめ細やかな対応も求められますので、現場の状況を確認しながら、支援員の人員配置の見直しを検討してまいりたいと考えております。また、増員が必要と判断される場合には、対応してまいりたいと考えております。

なお現在、ICTを活用して児童の出席予定の把握や、出席の記録、支援員の出勤簿等を自動で作成するなど業務の効率化を図り、支援員の負担軽減を図っております。今後におきましても適宜状況の把握に努め、保護者の子育てと仕事の両立支援及び子供たちが心身ともに健やかに過ごせる環境整備に努めてまいります。

それから、指導員の給料ですが、児童クラブ支援員を含む今年度会計年度任用職員の給料額につきましては、会計年度任用職員給与条例において、常勤職員と同様に行政職給料表で定められており、規則で各職種別に当該給料表の格付を定めているところでございます。

昨年度における給与水準について、近郊市町の状況で一例を申しますと児童クラブ支援員有資格者相当の職種では、田布施町は1級6号級、周防大島町が1級20号級、柳井市は1級18号級相当、光市は1級14号級相当であり、本町は1級15号級としております。

このように、他市町と比較して本町の給料額は低い状況にないと判断し、処遇改善は実施して

おりません。

本町においては、今年度から会計年度任用職員の給与水準を見直し、職種ごとに一律の号級の設定から職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮するため、経験年数の加算いわゆる昇給の取扱いによる上級の号級を設定いたしました。この経験年数の加算により、上限の号級を設けたことにより長期的に見たとき、給与水準の引上げとなり、児童クラブ支援員のみならず、会計年度任用職員全体の処遇改善を図ったところでございます。

今後におきましても、募集に際して人材確保の観点から近郊市町の実情や民間の求人状況、給与水準なども踏まえて適宜見直ししていく必要があるため、情報収集の上適切に決定していきたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、児童クラブの、特に平生児童クラブなのですが、支援員の人数が不足気味ではないかという話をしました。町長の答弁は、現在77人でそれを2つのクラスに分けて国の基準は2人、2人だが、1年生のクラスについては1人多めに配置して3人でやって、5人で国の配置基準よりも上で実施をしていると、こういう話でありました。さらに、もう少しよく現状を見ながら、見直しを検討したいとこういう話でした。

ただ、児童クラブの場合、障害を持って来られる子供さんもおられるんじゃないかというふうに思っています。そういう方に対しては、ひょっとしたらマンツーマンとか、そういう形にもなるかと思しますので、そういうことも考慮しながら、ぜひ見直しを検討したいと言われるので、そういうふうに見直しを検討していただけたらと思っています。

それから、処遇改善のことについて、その根拠をという話をいたしました。あのとき、私は田布施町と柳井市の予算組みを見てみますと、その予算をちゃんと全て見ましたので、何で平生はつけないのかなあというふうに思っておりました。今お話を聞いて、大体周辺のそういうところの児童クラブの支援員さんの会計年度任用職員としての扱いについては、同等の扱いになっているということが一応理解をできました。

それから、町長の話では、経験年数の加算という形で処遇の改善も行っているという話もありました。そういうことですので、この件については私は理解したということで質問を終わります。

それでは、続きまして、4番目の物品の調達と入札参加資格についてお尋ねをいたします。

先般、新庁舎の備品等について、町内の文房具屋さんが受注を受けていました。町を活性化させる上からもいいことだと思っています。また、私は以前、町内の学校給食に食材を納入しているお店屋さんのことで、町を寂れさせないためにお店屋さんから食材の購入を続けるようにということで、行政を正しました。私は、これ以上町を寂れさせないために、以下町長の見解をお尋ねいたします。

現在、平生町の入札参加資格の現状はどうなっているのでしょうか。そして、2番目に、その資格に全て適合していると言い切れるのでしょうか。そして、3番目に、町内業者の育成の視点はあるのでしょうか。以上3点について、町長の見解を求めます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 入札参加資格の現状でございますが、物品の調達先について、令和3年度、4年度の2カ年を有効期間とする入札参加資格の申請受付を、令和3年3月から始めております。物品の製造の請負、買入れ、借入れ、売払い、並びに業務委託の契約に係る競争入札に参加しようとする場合には申請する必要があり、随時受付を行っております。指名競争ではありませんが、有資格者を対象に入札を実施しております。

現在、参加資格審査申請提出業者数は、126件のうち町内業者は10件となっております。この原因として、制度の周知が行き届いていないのではないかと考えており、関係業者の皆さんに、入札の御案内や見積書の提出を依頼する機会を捉えて、入札参加資格申請の提出をお願いしたり、次期募集期間での申請提出を文書で依頼するなど、周知に努めているところであります。

官と民の共通理解の下、物品調達についての入札参加資格の申請が当たり前になっていくよう、引き続き周知をしてまいります。

入札参加資格の件でございますが、入札であれば参加資格があることに加え、町内に事業所を置く事業者であることといった地域要件を設定して実施することが可能で、こういった必要な参加資格を定めたときは公示する必要があります。地方自治法上、規定されている随意契約によれば、少額案件については見積もり徴収の結果から納入者を選定することができますし、必ずしも金額だけに限らず、合理的理由をもって選定する手法も認められているところです。

物品の入札参加資格提出を周知する際には、令和5年度から入札参加資格者を入札のみに限らず、見積書の提出依頼先を選定する場合にも適用することをお伝えしている状況です。

少額案件とは、平生町財務規則第99条に定める随意契約の限度額以下の案件で、具体的には、工事または製造請負130万円、財産の買入れ80万円、物品の買入れ40万円、財産の売払い30万円、物品の貸付け30万円、それ以外50万円となっております。

それから、町内業者の育成をということでございまして、物品の調達に関しまして、町内業者からの調達に努めているところであります。町が行う物品の購入や役務の提供などの発注事務においては、入札参加資格審査申請書の提出状況などを参考にしながら、取り扱いのある町内事業者を最優先にピックアップし、競争入札ないし見積り合わせといった選定手順を踏んで、調達先を決定しております。

ただし、町内に取り扱い可能な業者がない場合には、町外業者が調達先の対象となりますし、町内に取扱業者が少ない場合には、町外業者を交えて価格比較を行うことも必要であるとの判断

を行うこともあります。

いずれにいたしましても、町内業者の育成という観点は大いに必要がありますが、過度な保護は育成を妨げるものと考えております。適切な競争が町内事業者の育成、底上げにつながることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 物品の調達先ということで、入札の参加資格の申請ということで現在受付を進めているけれど、令和3年の4月1日から令和5年の3月31日までということで、それによれば126件の申請があったが、うち町内は10件だというお話でした。

それで、私はなぜこういう質問を取り上げたかということになると、そのプロパンガスの納入業者さんからお話がありました。去年までは入札であったのに、今年からホームタウン平生の特別公共賃貸住宅ですか、あの部分については今年度は入札がないと、去年の事業者がそのまま引き継いで納入するという形になっているよだというお話を聞きました。それで、入札の参加資格については、町内に事業所を置くというお話が先ほどありましたけど、事業所あるいは平生町内に、町外に本社があれば町内に出張所だとかそういうところがあるということが条件だろうとは思いますが、それに全て適合しているかという、言い切れない部分があるんじゃないかと。

今回、ホームタウン平生にガスを納入される株式会社エナジーサポート山口というところなんですけど、晃和興産というか、出光と伊藤忠商事の直営みたいのところになるんですけど、そういう業者がざっと入って来られると、価格競争で、資本主義社会だからやむを得るところもあると思うんですけど、価格競争でそれはとてもじゃないが、町内のガス屋さんは追いつけないという側面があります。それで、ホームタウン平生にガスを納入されているところが、平生町内に出張所なんかあるっていうのなら話は別ですが、本当に電話をかければ、電話に出て、それは直接向こうにつながるんでしょうけど、必ずしもそうではないと、形の上ではあるんかもしれないが、実態としてはないんじゃないかというふうに私は思っています。そういうことで、なぜそういう形にホームタウン平生のガスの納入はそういう形になったのか、改めて町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

各公共施設のLPガス供給業者につきましては、予定価格の規模からも入札ではなく、随意契約による見積り合わせにより選定にしております。ガス供給という性格から遠方の業者にそぐわないため、従前により町内取扱業者より見積書を徴収してきておりますが、町内業者であることを依頼条件としてお示しはしておりません。昨年度、町内に事業所がある事業者がLPガス事

業部門を柳井に集約し、LPガス協会の町内会員から外れたようです。しかし、詰め所は残っており、これまでと遜色ない対応が行われました。加えて、価格面においても有利な状況であるならば、今後も見積書徴収依頼対象とすることには競争原理担保の面からも差し支えないものと考えております。

LPガスの供給業者については、これまでの経緯から依頼先の拡大は考えておりません。各事業者さんの企業努力に期待をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 各事業者の事業努力に期待をしているということを町長が言われるんですが、確かにその事業努力は一生懸命やる筋合いだとは思いますが、ただ、今回、ホームタウン平生に、ガスを入れているのは、周東町に充填所のあるエナジーサポート山口というところから直にガスが入っているんですけど、そういう出光興産とか直営の会社が普通でしたらその会社から平生町の事業者にも、ガス屋さんにもガスが卸されて、それから平生町のガスさんが納入するという形になるんですけど、それは直営のところがいきなりスパッと来られると、それは町内のそういうガス屋さんたちは、それは太刀打ちできないというのが筋じゃないかと思えます。それで、そういう町内の事業者さんが、各家庭と1対1の付き合いをしながら、これまでも商売を続けてこられたんですけど、そういう部分がある程度大切にしながら、行政も対応していかないと町そのものがなくなってしまうということが、私は一番懸念される場所なんです。

学校給食のときも、町内のお店屋さんからちゃんと取る方向で、以前柳井市との給食センターで共同の調理というような話があったときも、そういうときになってもちゃんと町内のお店屋さんから食材を購入するよというお話はしましたが、結局そういうお店屋さんとか、そういういろんなものがあって町が形成されているわけで、そこをやっぱり大事にしていかないとやっぱり平生町のまちづくりというのも立ち行かないんじゃないかというふうに思っています。

努力をしてもらうということも大切なんですけど、やはり町を守っていくという視点で、そういう大手の参入は、極力、こう何ていうか、制限をするという方向も必要じゃないかというふうに思っていますので、改めて町長の見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町内の企業を守るといいますか、使うというのは私も大変、それには賛同いたします。ただ、町が買うのは税金です。税金で支払う限り、少しでも安いものを買うべきだと私は思います。わざわざ高い金を出して、町全体の産業を守るといいうやり方はあるかもしれませんが、これはやはり、競争原理が働く、なぜ入札があるかという、そういうことでございますので、やっぱりそこは、考えないといけないことだなと思っております。ただ、かといっ

て、じゃあどっか安けりゃいいから、東京とか北海道からも入れてくれっていうなら、それはちょっと筋が違うかなという気がしますけど、今言ったのは、柳井市にあるので、もう隣町でございまして、別に支障があるわけじゃないし、ガスが運べないというわけでもないですから、そこはやっぱり競争原理で、あくまでもLPガスが少しでも安く、私どもの公共施設に使えるようにしたいということでございますので、そのところはやっぱりちょっと私もいろいろ考えるとそこはあるわけです。だから、町内の業者を使わないという意味ではなくて、町内の業者も使いながら、また競争原理も働かせながらやってくしかないのかなと思います。税金の無駄遣いは町民にとってみれば、何やってんだという話になると思いますので、そこはちゃんと区別をしてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

.....  
○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

午後12時03分休憩

.....  
午後12時59分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 通告書のとおり質問させていただきます。

どこにでも起こり得る業務ミスについてです。ニュース等で全国的に報道されて、今もされている阿武町が、新型コロナウイルス臨時特別給付金を誤って振り込んだ件については、人のすることで業務ミスは起こったと考えられます。平生町について3問お尋ねします。

1つ、問題が発生しないための体制づくりはしているか。コロナ禍の中、仕事量は増加していると思うが、業務内容と人員は適正か。

2つ目は、問題が発生したときのフォローアップ対策はしてあるか。どんなに注意を払っても業務ミスは起こり得る。業務ミスが発生した際の対策は準備してあるか。

3つ目は、他の行政機関に先駆け、デジタル推進課設置についてお尋ねします。デジタル化推進の必要性はマスコミ等で報道されているが、私を含め、高齢者にはデジタル化というメリットがよく分かりません。河藤議員とダブる場合もあると思いますが、デジタル推進課設置のメリットを教えてください。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

令和3年3月、これまでの採用抑制を基調とした平生町定員適正化計画に代えて、様々な行政課題に対応するために必要な職員数を確保していく平生町定員管理計画を策定いたしました。

また、新たな課題である自治体DXの対応や環境施策に取り組んでいくため、機構改革を行うことから、令和4年2月に計画の見直しを行っております。このように、柔軟に計画を見直すことにより、正規職員を確保するとともに任期付職員や再任用職員、会計年度任用職員など多様な人材を活用することにより、必要な職員数は確保できていると考えております。

今後、社会情勢の変化により、新たな行政需要に対応しなければいけない状況となった場合には、限られた人的資源を有効に活用していくことが前提とはなりますが、各課等へのヒアリング等を通じて業務量を把握、検証し、業務量に応じた職員配置となるよう、計画の見直しを含め、適切な職員数の確保、配置を行ってまいりたいと考えております。

また、これまでも人事異動においては、職員確保の適性或資質を勘案して行ってまいりましたが、異動する職員が一部の部署に偏ることのないよう、全体を俯瞰しながら人事異動を行うことにより、人員配置に起因するミスが起きることのないようにしてまいりたいと思っております。

問題が発生したときのフォローアップ対策はしているかと言うことですが、議員が言われるとおり、ミスの発生をゼロにすることは難しく、大小の違いはありますが、誰にでもミスは起こり得るものです。そのため、大きなミスを未然に防ぐ努力とミスへの対処が重要となります。

御存知かと思いますが、労働災害の経験則にハインリッヒの法則というものがあります。1件の重大事故の裏には、29件の軽微な事故と300件のけがに至らない事故があるというのですが、労働災害だけでなく、業務における失敗にも当てはめることができるものです。

重大な事故やミスという結果は、不安全な行動や不安全な状態という原因から生まれるものであり、重大事故とヒヤリハットは一つのサイコロの異なる面でしかなく、ヒヤリハットで顕在化した危険や小さなミスの対策を講じることで、重大な事故の発生を抑止できると考えております。重大なミスを起こさないためには、各課や班といった組織の中で、小さなミス、ヒヤリハットを共有し、その対策を皆が考え講じることが重要です。ミスを犯すのではなく、人は誰でもミスをするという考えの下、小さなミスであるヒヤリハットの事例を共有できる組織にしていかなければならないと考えております。

また、起きてしまった重大なミスへの対処も重要となります。このたび、他町で発生した誤給付において、誤給付が判明してから町がとった対応が報道されておりますが、それらについて考察し、ミスが起ってしまった際の正しい選択について考えることが必要です。今回のことを他町の失敗とするのではなく、この重大な失敗に学ぶことをしていきたいと考えております。

今回の誤給付の件を受けて、山口県から県内19市町に対して、現在は努力義務とされている内部統制に関する方針の策定と、内部統制体制の整備が求められております。方針の策定についてはもちろんのこと、方針に基づいた全庁的な内部統制体制の整備や業務上のリスクの評価分析、

その他方策の整備や内部統制の評価といった新たな業務が発生することから、人員の確保といった面からも慎重にならざるを得ませんが、他市町の状況も参考としながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化へ」と示しており、デジタル技術を用いた利便性の向上と業務効率化が重要だとしております。

その上で、総務省は自治体に取り組むべき内容として、自治体DX推進計画を策定しております。自治体DX推進の目的は、地方自治体が提供する行政サービスの質を向上させ、住民の生活を快適にすることにあります。

この取り組みの中で、情報システムについて、共通的な基盤を提供するクラウド環境を導入して基幹業務をオンラインで行うことを目指しています。

こうしたデジタル社会の形成に向けて、国では司令塔として、令和3年9月にデジタル庁を発足させており、地方自治体に対しても着実に実施するための推進体制の構築を求めているところであります。

本県でも、やまぐちデジタル改革の下、県政全般にわたるデジタル化DXを推進するデジタル推進局を令和3年度に創設しており、県内のほとんどの市町で専門部署を設置し、取り組みを進めております。本町におきましても、社会環境の変化に対応し、取り組むべき施策を推進する新たな組織を整備する必要があると判断し、新庁舎の移転に合わせて、デジタル推進課を新設したものであります。

今後、令和7年度のシステム標準化に向けた取り組みや、行政手続のオンライン化による住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を着実に推進してまいります。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） デジタル化、オンライン化と横文字も増え、便利にまた簡素化されていく中、住民は変化に対応できない場合も考えられます。そこら辺りの住民の不安も含め、配慮が必要となるのではないかと思います。対応は心配しなくても大丈夫でしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

住民の方々にもデジタルを使っていただくわけでございますので、当然住民にもそういう、何て言うんですか、研修の場を提供させていただこうかなと思っております。私どもが、これからデジタル化を進めてやっていくものと、町民の皆さんと一緒に使っていかないといけないもので、町民の皆様にも、研修を通じてデジタル化を一緒に進めてまいりたいというふうな考え

ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 過渡期に入り、時代に取り残されないよう分からないことはお尋ねしたいと思いますので、こんなことが分からないのかと思わないで、根気強く親切丁寧な対応を皆様よろしく願いいたします。

それでは、2問目の質問にまいります。

住みよいまちづくり、人口減少の歯止めについて主に2問ほど質問します。

1問目は、時代とともに生活様式の変化と対応が変わってきました。下水道の普及、水洗式トイレの普及、特に下水道の普及です。山間部でも、水洗式トイレの普及が進み、くみ取りは減少しています。浄化槽でのリフォームも増えています。水の利用方法は、ボーリング、井戸、その他で対応しています。飲料水も、個々が気をつけて生活している状況です。飲料水の検査もする人もおれば、しない人もいるような状況です。

2問目は、住居の老朽化対策で、築何年もたつと屋根の雨漏り、災害への不安、毎年やってくる台風、そして地震への不安があります。最近私の近くの集落で、住居を構え長年生活してきた夫婦が町外にアパートを借りて転出しました。数年前にも、親の死後生まれ育っていた家で生活していた若者が、台風でポンプが破れ、遠くから引いているので水が思うように使用できなくなり、町外に移転してしまい空き家となっている事例があります。長年住んでいる住民や後継者には、リフォームや補修費用は重い負担になる。これらが原因で、町外に転出をせずにするように支援など良い方法がないかお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

我が国の人口については、平成20年をピークに減少局面に入っていますが、本町においても少子高齢化が進み、人口は年々減少してきており、人口減少に歯止めがかからない状況でございます。国勢調査によりますと、平成27年には1万2,798人だった本町の人口は、令和2年には1万1,914人となりまして、5年間で884人の減少となっております。

昨年度スタートしました第五次平生町総合計画及び第二期平生町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口対策の一環として、移住・定住の促進に取り組むこととしており、本町の魅力が高まり、交流人口や関係人口が創出されることで住みたくなる、住み続けたい町を目指して取り組みを進めることといたしております。本年度おきましては、同計画に基づき、新たに関係人口創出事業や移住・定住・交流推進支援事業、移住体験住宅整備事業等に取り組むとともに、関係人口創出業務に従事する地域おこし協力隊員の採用も実施中であります。

また、従来からのアイ・ラブ・ひらお定住プロジェクトの事業にも取り組んでおります。若い世代が移住し、定住してもらえるように空き家バンク事業や空き家リフォーム助成事業による空き家の改修や不要物の撤去等に要する費用に対して、補助金の交付を行っております。また、若者定住促進住宅補助事業により、若者世代が子供を安心して産み育てられ、親世代も安心して暮らすことができ、かつ末永く健康で幸せな住宅環境の整備に取り組んでおります。このような事業により、定住人口の増加や地域活性化が図られるものと考えております。

ただいま申し上げました取り組みに加えまして、子育て世代から高齢世代まで、全ての世代が安心して快適に暮らせるよう、住環境の整備、子育て支援、教育環境の整備、医療介護分野での支援などの取り組みを充実させることにより、住民の皆様に住みよさが実感できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 今、町長が申されましたように、広報や最近回ったお知らせ版に、補助金制度が記載されているのに目を通し、前向きに検討されていることがよく分かります。住民からも理解できるという声も聞いております。特に広報、その他の内容が充実しているとの声が多く聞いております。

地域の人が知らないうちに転出していった人たちは、家や田、畑、山も全部ほったらかしにし、周りに迷惑がかかっています。イノシシの巣や竹やぶになるのは何年もかかりません。そういう困った人たちの個別ケアができる相談窓口はあるのでしょうか。あれば相談してごらんということもお伝えできるのですが、そこら辺りはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろんな御相談があると思いますので、各課にまたがるものがあると思います。ですので、まず初めに、総務課なら総務課に来ていただいて、これこれこういう御相談をしたいんだけれどということであれば、担当課にお連れさせていただきますので、中身をよくこういうことだと言っていただければ、御相談の内容を言っていただければ、ちゃんと窓口にお伺いしていただくようにいたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 私の住んでいる小さな集落でも、ありがたいことにここ何年かで空き家4軒に転入がありました。出ていく人は2軒ですが、4軒空き家に入居してくれました。道が整備されていけば、山間部でも転入はあります。空き家対策は、現在住んでいる人にも気配りをし、空き家にしない対策の配慮を今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、中学校の部活動地域移行につきまして質問をさせていただきます。

平生中学校における部活動の地域移行のスケジュールについてお尋ねをさせていただきます。

令和2年9月に文部科学省が公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュール」によりますと、2023年、令和5年から休日の部活の段階的な地域移行など部活動改革の全国展開とのスケジュールが示されておりますが、本町における中学校部活動の地域移行のスケジュールについて、現状と今後の予定はどのように考えておられるのか質問させていただくとともに、6月6日に新たに示された運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言を受けて、同じく本町において実現可能な地域移行への具体的なスケジュールについて、いつ、どのように設定する予定なのかをお尋ねをさせていただきます。

2つ目に地域における部活動の受皿整備の状況につきまして、質問をさせていただきます。

地域部活動の運営主体は、退職教員、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者などの参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられますが、現在、町の体育協会、町のスポーツ少年団、町の文化連盟などとの調整の状況、そして近隣のスポーツ団体や文化芸術団体の状況把握についてはどの程度進んでおられるのかをお尋ねをさせていただきます。

まずもって、以上2点質問させていただきます。

お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず、本町における中学校部活動の地域移行のスケジュールについての御質問でございますけれども、現在、運動部活動8種目、そして文化部活動3種目で活動しています平生中学校の部活動ですけれども、教科集団とは異なる集団で、生徒の自主的、自発的な参加により行なわれているこの部活動でございますが、教育課程外でございますが、そうではございますけれども、教育課程との関連を図りつつ、その活動を通して人間形成の機会、あるいは多様な生徒の活躍できる場として、大きな意義、そして役割をこれまで果たしてきております。

しかしながら、現状のように少子化や学校の働き方改革が進む中にあると、学校単位で活動し、指導は教員が担うという現行の運動部活動の継続は困難であり、今後生徒がスポーツ等に親しむ機会は、大きく減少してしまう恐れがある。このことが、指摘をされています。

こうしたことを背景に、中央教育審議会答申や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法いわゆる給特法の国会審議におきまして、部活動を学校単位から地域単位の取

り組みとする旨の指摘がなされまして、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要、このようにされて、国においてその方向性の検討がこれまでされてきています。

令和2年9月でございますが、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わらない、携わる必要のない環境の構築、そして、休日における地域スポーツ、文化活動を実施できる環境の整備、これらについて、文科省から示され、併せて具体的な方策といたしまして、休日の部活動の段階的な地域移行を令和5年度以降段階的に実施すると、こういうことが部活動改革のスケジュールとともに示されたというところでございます。

その後、国におきましては、スポーツ庁を主管とする運動部活動の地域移行に関する検討会議、これが昨年の10月からこれまで8回開催されまして、先ほど御指摘がございましたが、今月6日には活動主体を地域社会に移すための対応策をまとめた提言、これがスポーツ庁長官に提出されておるところでございます。

本県におきましては、昨年10月やまぐち部活動改革推進協議会が開催され、前回は2月でございましたが、2月の協議会では、この6月に国の検討会議の提言、先ほど申し上げた提言でございますが、これを踏まえた本県の方向性の検討を行うということや、今後各市町において検討運営会議等行い、関係機関、団体等との連携体制づくりを進める、こういうことについて示されたところでございます。

本町におきましては、昨年5月に県の協議会に先立ちまして、地域部活動検討委員会を立ち上げ、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員、部活動指導員、中学校などの代表に御参加いただき、連携体制づくりや具体的な進め方について検討を進めています。

今年度は本検討委員会を6月末に開催し、県教委から担当者をお呼びして、まずは委員会内で、先ほどの提言について理解共有した上で、この提言を踏まえた今後の進め方について検討することとしています。

本検討委員会におけるその検討事項には、地域への移行の在り方、これをはじめといたしまして、地域での受皿や新たな組織の検討、指導者の確保と質、指導者への報酬など、予算や会議の在り方、保険のこと、現状や方向性についての理解促進などなど多々ございまして、特に人材や予算に関する課題には多きものがございます。このたびの国の提言にあっても、財源問題は抽象的な表現にとどまっていることもございまして、地域移行後の形を現状で想定していくことは困難な状況もございます。

このような状況ではございますが、そもそもこの地域移行については、町内だけで解決できるものではなく、全国どこに住む中学生にも、これまでの活動が保障される制度でなければならない、このようにも認識しておりますので、こうした課題について国や県との連携を強めて、先進自治体の情報も集めながら、まずは国の示すスケジュールを基本に、引き続き地域部活動検討委

員会で協議を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、地域における受皿整備の状況についてでございますが、地域部活動の実施主体については、国の運動部活動の地域移行に関する検討会議、先ほど申し上げた国の会議でございますが、これにおいて多様な実施主体を想定すべき、このようにされ、議員御指摘のとおり、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、保護者会などまでも想定すべきと、このようにされています。

本町の地域部活動検討委員会においても、種目別に検討する部会を併せて開催し、団体などとの調整に係る状況把握についても協議としていますが、具体的な調整については課題が多いのが現状です。

また、昨年度から国の地域部活動推進事業によりまして、県内では、実践研究拠点校として防府市と周南市の2校が研究を進めておりまして、ここでは、運営主体としての指導者バンクの設置、あるいは大学生等を巻き込んだ実施、こういうことについて、それぞれの市教委の学校教育課が所管して研究を進めていますが、本町の実態に即したものは考えにくい面もございます。

また、一方で、この受皿について、町内の競技団体等を想定する上では、高齢化や人口減少が進んでいる中、団体規模の縮小もございますので、教員にとっての負担軽減が競技団体にとっての負担の増加、これにつながることもなり、受皿として困難な状況が生じるのではないかと捉えています。

さらに、国の提言では、子供たちの競技力を高めたいという志向、あるいは体力づくりやレクリエーション的な活動への志向など、子供たちの多様なニーズを捉えて検討すること、こちらも示されておりまして、受皿を町内にとどまらず、広域で考えることについても視野に入れる必要があると考えられるなど、受皿に係る課題は現状では広くございます。

こうしたことから、町教委といたしましては、地域への移行の在り方について、国、県の部活動指導員の配置事業、これをまずは活用することで、地域の指導者の可能性を探りまして、まずは部活動指導員による休日の単独指導への移行を図ってまいりたい、このように考えて本町の地域部活動検討委員会で協議をしながら進めているところでございます。

なお、昨年度は、剣道部と柔道部に続きまして、ソフトテニス部について、休日の部活動指導員制度、これを活用した地域の指導員による単独指導を進める準備ができたところでございます。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 部活動の地域移行についてのスケジュール、6月末に町内のほうで会議を開きながら、今後検討を進めていくということでの御答弁であったかと思っております。

その中で、いわゆる私たちが学生だった頃の当たり前が、これからの当たり前でなくなるということになるかと思っております。学校における部活動、中学校における部活動は、入らなければなら

なかったものから、やることができるものによって変わっていく時代なんだと、しみじみと感じておるところでございます。

私、幼少期より、スポーツ少年団活動に続けておりまして、そのとき、日独同時交流という事業がございました。ドイツのほうに2週間程度、交流活動に参加させていただいておったところですけども、ドイツのスポーツ少年団組織、ドイツスポーツユースという団体ですけども、こちらの国民性でもあるのかもしれませんが、地域でのスポーツ活動、文化活動、こういったものが当たり前のように地域で根づいているというところでございます。将来的には、こういった姿になっていくのかなという期待はしておりますが、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、教員の働き方改革によって、教員の負担が減るけども地域の負担が増える、こういったことは、あるべき姿ではないのではないかとこのふうにも考えております。

そういった中で、今後の中学生の部活動についてですけども、町として、もしくは地域として、何か児童生徒のため、地域のためにできることがないかなということで考えてまいりますが、町独自で中学校の部活動の内容を受け入れることができる新たな組織などの創設はできないかなということで、提案とともに質問となります。県内でも地域総合型スポーツクラブ、岩国市の由宇町なんか結構盛んにやっておられるかと思っておりますけども、こういったものを事例として、町として何らかの形で、スポーツ文化活動、子供たちのために、地域のために、できる受皿の整備について模索をしてみたいかなと考えておりますが、どのようにお考えか御答弁お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校教育の一環であるこの部活動を、地域で担うということについての、そういう意義に関するような御質問であったというふうに思うわけでございますけれども、町教委では部活動の地域移行につきましては、地域が一体となって学校をバックアップしていただきたいという思いも大変強くございます。それとともに、学校教育の捉えにとどめずに社会教育としての捉えを重視することで、本町のスポーツ、あるいは文化活動の活性化につながるようにしていくことも重要じゃないかなという考えも持っています。

そのために、まずは、現在進めておりますように部活動指導員、あるいは地域活動団体等の協力を得るなどして、各部活動の休日、子供たちの休日の地域での活動の確保、これを進める段階が、まずあるんじゃないかな、このように思っているんですが、これから、次に、総合型地域スポーツクラブ的な新たな組織によって、中学校部活動を地域クラブ活動として、運営していく段階に発展させることができたらというような思いも当然でございます。

さらには、それが本町のスポーツ文化活動の活性化にもつながっていくといいですか、つなげていきたいと、このように考えて地域部活動検討委員会に組織づくり部会も設けて検討するよう

にしていますが、新たな組織を立ち上げる場合は、人員確保だけではなくて、こちらも予算の課題が大きく、時間もかかることというふうに捉えているところでございます。

このように、部活動の段階的な地域移行については課題が多く、それぞれに重いものがありますけれども、国、県としっかりと連携して、先進自治体の情報収集とともに、関係者の方々などから協力やお知恵も得て、子供たちにとってふさわしいスポーツ文化活動の実現に向けて、引き続き、本町の地域部活動検討委員会などにおいて慎重に協議を進めてまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 御答弁ありがとうございます。令和5年からというところで、実は来年度なんだなあと思いながら、緊張感を持って質問を考えていたところですけども、5年度から段階的にということでございますので、まずもって、平生中学校におかれましては、外部指導員、部活動指導員の活用からスタートしていただいて、段階的に部活動の地域移行についてご検討いただけるということで、ひとまずは安心をさせていただきます。

どうしても、児童生徒の保護者が一番ここ不安なところであると思っております。自身も含めまして、小学校の児童の持つ親の立場からすると、来年中学校の部活どうなるんやろうという不安要素をどうしても抱えておられる方も多くおられますので、そういった部分での広報活動というんでしょうか、ぜひとも、その辺の情報を保護者の皆様にも届けていただいていたほしいですし、それから地域の方にも、こういった格好で部活動が地域のほうに移行してくるんだよってという情報、ぜひとも共有をしていただいて、よりよい中学校部活動の地域移行に向けていけばと思いますので、今後とも御努力のほうお願いできればというふうに思います。

以上で質問を終わります。

.....  
○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） それでは、一般質問をいたします。

通告をしております学校給食施設についてですが、まずその前に、教育長におかれましては、新しい任期でこれまでの長い経験を生かして3年間頑張ってくださいました。引き続き、また任に就かれまして大変期待をしております。よろしく申し上げます。

それで、この給食施設については、私は新庁舎の建て替えがございましたから、早目に大変な予算を伴う事業ですから、どうですかという問題を提起をしてみました。そうすると、教育委員会で積極的に取り組まれまして、昨年、一つの方針を出されました。いわゆる6つのパターンを整理をされて、佐賀小学校は自校継続、平生小学校、平生中学校は柳井の給食センターからの配送、次は佐賀小学校と平生小学校は自校給食を継続、平生中学校は柳井の給食センターから

の配送、3つ目は佐賀小学校は自校継続、平生小学校と平生中学校は平生給食センターを新設をする、4つ目は柳井市給食センターから全部の小中学校に配送をする、5つ目は平生町に給食センターを新設をして全部の小中学校に配送する、6つ目は現在の自校方式を継続すると、こういう6つのパターンを整理をされまして、その中から、佐賀小学校は自校継続、平生小学校、平生中学校は柳井市の給食センターからの配送、もう一つは、佐賀小学校と平生小学校は自校継続、平生中学校は柳井の給食センターからの配送、3つ目は、佐賀小学校は自校を継続、平生小学校と平生中学校は給食センターを新設、この3つに絞られました。

そうして、その中から佐賀小学校は自校、平生小学校と平生中学校は柳井の給食センターからの配送という方法が早期に課題を解決する可能性があつて、トータルコストが他のパターンに比べて大幅に低いため、最適であると整理をしておられます。

それで、ちょうど新庁舎の建設に絡みました。したがって、町の財政状況を考えれば、柳井の給食センターからの配送という、一つの、先ほど申されたパターンはやむを得ないのかなあというんで、静かに見てまいりました。この今の取り組みの状況はどうでございましょうか。

2点目は、通告には自校方式の選択の道を求めるとしておりますが、私の表現がちょっとこれ不十分でして、佐賀小学校は自校の継続、平生小学校と平生中学校は平生給食センターを新設してやると、そこに全部自校というのはなかなか大変だと思いますので、そういう意味に変更していただきたいと思います。これ解釈はなかなか、だから自校方式といっても、平生小学校に新設すれば小学校は自校になります。中学校は配送と、そういうパターン、これちょっと、この表現に今度はなるかと思いますが、そちらを求めたいなという気持ちも生まれてまいりました。

これまず第一に、合併の騒動です。もうこの地域の法定協議会を通じていろんな議論をしてまいりました。結果として単独の町政を進むということになって、町内9カ所で説明会が開催され、私もその全てに参加をいたしました。その中で、平生町の誇りは学校給食が自校方式であると、これはぜひ継続してほしいという声がありました。これがずっと頭の中から離れません。庁舎があるから我慢してねというのは、なかなか私、気持ちとしては受け入れ難い状況できまして、ところが、町長をはじめ職員の皆さんの努力で、緊急防災減災事業に庁舎の事業が乗ることができました。これで、私はやっぱり、あのときの皆さんの声を大事にする選択肢が出るのではないかという気持ちを持ち続けております。こういう気持ちをまず伝えて、その御意見もお伺いしたいと思ひます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食施設に係る、まずは取り組み状況につきましての御質問にお答えします。

これまでのいきさつについて、まずもう一度整理をさせていただきます。本町の小中学校は、

どの学校も建設から30年以上が経過しておりまして、特に平生小学校と平生中学校は50年以上経過し、施設の老朽化、そして設備の不具合、これに伴いまして安全で安定した学校給食を提供するための改善が大きな課題となってまいりました。

こうしたことから、学校給食施設の今後の在り方について、これまで協議を重ねてきているところがございます。協議におきましては、まず考えられる6つの案から、実現の可能性から3つの案へ絞り込みました。

先ほど議員からありましたように、3つの案の1つ目は、平生小学校、平生中学校分の柳井市給食センターとの共同運営、それと佐賀小学校は自校式の継続、これが1つ目。そして2つ目は、平生小学校は単独調理場を建設して自校式を継続し、平生中学校は柳井市給食センターとの共同運営、そして佐賀小学校は自校式の継続。そして、3つ目は平生小学校、平生中学校分の町内給食センターの建設と佐賀小学校の自校式の継続。こういうことになっています。この3つを選択肢として絞り込んだ上で、安心安全の面と財政状況等から考慮すれば、1つ目の案が現時点で最も現実的であると、このように判断いたしまして、これからの方向性としては、平生小学校、平生中学校分の柳井市給食センターとの共同運営、それと、佐賀小学校の自校式継続、これを第一の選択肢として進めると、このようにしてきたところがございます。

このことにつきましては、これまでの検討状況の報告書であります学校給食基本構想において公表するとともに、議員の皆様方、また広報への掲載や住民説明会、全ての保護者への文書配布などでの報告によりまして、一定の理解はいただいているのではないかなというふうには考えております。

その第一の選択肢に係る相手方の柳井市との実際の協議に関する状況につきまして、その取り組み状況でございますが、初めに、本町で作成しました学校給食基本構想の内容についての確認と方向性を本町の地域の方々にお示ししてからの御意見、これをまず共有した後に、主には現状の柳井市給食センターの施設の状況に関する事、そして共同運営の可能時期、こうしたことについて、協議を昨年10月まで実は行ってきています。この6月定例議会終了後においても、共同運営の可能時期や運営形態などを含めて、両市町の考える検討課題をリストアップして、その課題に関するそれぞれの考える見通しについて協議などを行ってまいりたいと、このように今考えているところがございます。

そして、次に、町内給食センター、これの建設という御意見が先ほどありましたけれども、そのことについての質問でございます。議員御指摘の選択肢であります平生小、平生中学校分の町内給食センターを建設して、佐賀小学校は自校式の継続と、この方法には、やはり多額の初期投資が必要でもございます。学校給食施設再編の方向性については、現時点においては選択肢を3つに絞った上で、平生小学校、平生中学校分の柳井市給食センターとの共同運営と佐賀小学校

の自校式継続、これを第一の選択肢として進める、この方向性には変わりはありませんが、協議を進めていくに当たっては、共同運営ありきの協議ではなく、幅広く意見を聞きつつの協議であると、こういう基本的な考えを踏まえることとしておりますので、この第一の選択肢につきましても、今後の協議の状況にもよるものと認識はしているところでございます。

学校給食施設の再編に係る取り組みについては、これまでも平生町の学校給食施設町内あり方検討委員会で協議をして、そして、方向性を共有しつつ進めてきております。このたびの御指摘につきましても、関係部局と情報を共有してまいりますとともに、今後も本協議会において協議をしながら取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 相手があると言ったから、柳井市さんと今までのいろんな経緯があるようですから、ここを不信感が起きるようなことになっては困ります。ですから、そのところは慎重に、私も発言したいとは思いますが、ですから、いわゆる3つのうちのほかについて選ぶべきだというのは、私の一つの政策提言だと認めていただきたいと思います。そうしてまたそれが、その意向が盛り上がっていけばどうなるかという想定も私はしております。

この質問は、河内山議員がする予定でありました。しかし、2人で話をしまして、私が代表してこの質問をしようということになりました。意向は同じです。したがって、平生町内に、平生小学校の敷地内に給食センターをつくって、中学校も配布するというパターンは、2人でこの道を探ろうじゃないかということで意見が一致しております。これから先、広く住民の皆さんにも、そういった意向で方向を探るための努力を、私はしていきたいと思っております。よそ様との協議がありますから、多くは申しませんが、ぜひこういう話が広がった場合の対応も念頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。

そして、先ほど、次の期を目指すという町長の挨拶を聞いておまして、微妙な発言もございましたから期待もしております。この問題はこれで終わります。

次に、図書館の問題です。

平生図書館は、昭和49年、1967年に建てられて、平成3年、1991年に増築をしております。54年が経っております。そして、先ほど保健センターのところで出ました平生町の公共施設の管理計画、その個別計画が昨年の3月に作成をされております。これ、令和2年度の計画ですね。この計画を見ますと、図書館は令和3年、2026年から2030年の間に建て替えると、こういう方針になっております。保健センターについても、先ほど町長の発言がありましたように、令和5年に建て替えるという計画になっております。この計画に基づいていけば、図書館の建て替えについてのいろんな動きがあってもいいのではないかと考えております。

それです、建て替えについての考えがあるのかなのか、計画からも含めて考えていただき

たい。私は、建て替えの準備を進めるべきではないかと考えております。なぜかという、かなり難しい課題がございます。建て替えるというのは、いわゆる地理的に難しい、よそに行けば民具館や歴史民族資料館の管理の問題もあります。したがって、長い準備がいるのではないかとこの考えを持っておりますので、この点についての質問をいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 図書館の建て替えにつきまして、まずはその考えについての御質問にお答えをいたします。

昭和42年5月に開館をいたしまして、平成3年に増築をして現在に至っている平生図書館でございますが、増築後も多目的トイレあるいはスロープの改修など行ってまいりましたけれども、開館から55年ではないかと思うんですが、55年を経過していることから、著しい劣化事象があるとは言えないまでも、老朽化は進んでいると、そのように捉えてはいます。

令和3年3月に策定いたしました個別施設計画では、その経過年度から令和8年度から令和12年度に建て替え、この記載がございまして、今後検討していかなければならないと思っておりますが、町教委としては、地域住民の暮らしに役立ち、楽しく学習する場、それと歴史資料等の保管管理をする場、この2つの図書館機能の充実に向けた取り組みをまずは進めていきたいと、このように考えまして、最近では蔵書や書架、図書滅菌機の購入に加えまして、図書館業務システムなどの更新を行うことで、図書館の利用案内やテーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に向けてきたところでございます。

今後も、例えば、高学年児童閲覧室や参考閲覧室で、利用者がインターネット等利用して、外部の情報へもアクセスして学習できるためのWi-Fi環境の整備や近隣の図書館とのネットワークを視野に入れた電子図書館の開設、こういったことなど地域住民の暮らしに役立ち、楽しく学習する場としての環境整備をさらに進めていくために知恵を絞りたいと、このように考えているところでございます。

また、歴史資料等の保管管理をする場という、もう一つの図書館機能の充実に向けては、現在保管されている歴史資料等を改めて整理することを進めまして、将来的にはその電子化も進める時期がくるのではないかと、このように考えているところでございます。

本町の図書館は、幼児、児童書、これが充実をしています。また、おはなし会による本の読み聞かせ活動や、令和2年度から開始したブックスタート、親子ふれあい絵本事業、この2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できていませんが、図書館まつりの開催、そういったことなど、地域に親しまれる図書館を目指して特色ある事業を行ってきています。

町教委といたしましては、図書館の2つの機能の充実とともに、図書館が生涯学習や情報センターの拠点として、町民に親しまれ、楽しく気軽に学べる場となりますように引き続き努めてま

いますとともに、建て替えについても、研究してまいりたいとこのように考えます。

そして、次の建て替えの準備をすべきではないかと、このことについての御質問ですが、現在、先ほどの2つの図書館機能の充実に向けて努めてまいりたいと、このように考えているというのが実情でございます。

建て替えにつきましては、建設地のこと、施設については、単独にするのか複合にするのか、あるいは建物の面積や財政的な問題、こうしたことなど課題は多くございます。また、現在の図書館は、歴史民族資料館や民具館とも隣接をしています。こうした課題も視野に入れて、近隣市町等の状況を見ながら、関係各課とも連携して研究してまいりたいとこのように考えているところでございます。

.....  
○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を2時10分といたします。

平岡議員、2問目の質問の2回目の質問から始まります。

午後2時01分休憩

.....  
午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 図書館の建て替えについての話ですが、平生町公共施設総合管理計画、28年に作られて29年3月と両方31年3月に改訂をされてきております。

そして、先ほど申しましたように令和2年度に計画を作られております。これはこれで忠実に実行するというのはなかなか大変かもしれませんが、そこそこに実現可能な計画を作られたと思います。ですから、この図書館についてもこういう計画があるというのをまず広く皆様方に周知をして努力をしていただきたいということです。

それで、給食センターについても、図書館についても大変お金のかかる仕事ですから財政のほうでいろいろ調査をしてもらいました。びっくりしたのですが、早めに計画を作るべきだという話をしたのは図書館については一切ありません。国の補助制度、いろいろ調べてみてあるのは事業費の75%は借金を認めてあげますよと。そして、それは自分で財源を探して準備しなさい、返すときも自分で返しなさいという程度の決まりがあるだけです。これはびっくりしました。図書館って重要な施策に国の補助制度が全然ないと。それでまだ財政、調べてくれました。複合施設にすればいろんな制度が使える可能性があります。いわゆる社会資本、建設課が時々使っている事業ですが、それを使っている他の地方公共団体の事例を見つけられました。ということは、建て替えようと思えば複合施設にしなければ財源が出てこないということになります。ですから、早めに準備をされて図書館を複合施設としてどっかで建て替えると、こういう計画を作

らないと財源対策ができません。これは分かりました。ですから、早めに準備をされてはどうですかという提案をしております。

これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 先ほど、議員のほうから御指摘がございました。お金がかかる問題であるということで、国の財源の補助にしても複合施設にしないとある程度の財源が出てこないんじゃないかと、こういう指摘がございまして、だからこそ早めに準備をすべきじゃないのかと、こういう御質問へのお答えといえますか、今考えていることということになろうかと思えますけれども、今、現在これまでは、先ほど申し上げましたように図書館機能には2つの大きな機能がございまして、2つの大きな機能を充実していきたいというような考えについては変わりはございません。

ただ、先ほど申し上げられました町の個別の施設計画、これにもございますように、現状は私も現場を見ておりますけれども、著しい劣化事象があるとは言えないとは考えているんですけども、先ほどのような御意見もございまして先ほど申し上げましたほかの複合施設のこと、あるいは建設地のこととか、いろいろ課題はございますが、そのことも含めて視野に入れて関係各課と協議をしながら考えていきたいというところでございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平生町の図書館ですが、私は昭和50年、1970年にこの議員に出ました。そのときには近隣ではトップクラスの図書館でした。田布施町では青年団が田布施町に図書館がないから図書館を作れっていう運動を一生懸命やって、平生町のほうがすばらしいからと言うんで、同じのを作ろうという運動まで起きておりました。確かに優秀な司書さんもおりましたし、関心をいたしておりました。ところが、年代が経つにつれてだんだん時代に合わなくなってきています。教育長さんのほうから話がありましたように、あそこには平生町の歴史の証明をするいろんなものがたくさんあります。図書館法の規定に地域の文化を守ると一つの大きな規定がありますから、大事な財産だと思います。これらをしっかり保っていくことも大切ですが、私は各地の図書館に行きます。光市の図書館、柳井市の図書館、田布施町の図書館、いろいろなところに行っています。

一つ平生町で不便なのは、いわゆる靴を履き替えて入らんといけんのですよね、これは中は清潔に保たれていいと思いますけど、これがどうしても足を遠くするんですよ。ほかはすすっとそのまんま入れますけど、それが時代の変化ではないかと思えます。そういった意味でもいずれ手をつけなければいけない、計画にもちゃんと示されておる。早期の準備を求めたいと思います。これはそれでいいです。

3点目です。ため池の管理について、適切に管理されていないため池の対策を求める。これです。質問の資料で添付しておりますように、老朽ため池の堤体に変な雑草が生えて民家に迫っておるといふ苦情を聞きまして見に行きました。その方は今まで随分いろいろ建設課と話をされて苦労をしてこられ、建設課のほうも制度がないからなかなかいい返事ができないと。それから西原地区にある大きなため池ですが、それで理由は何かという、その堰堤の管理は、管理者がもう不明なんですよね、したがって水位の管理は今、町でしておられるようです。近くの民家の方がその堤体の雑草が民家まで迫って大変困っておる、町はそれを言う制度がないからできない、また、それをやると全体のため池の管理をせんといけんなるからその事例は作れないというのが、その相談を断っておる理由なんです。現場も見ましたし、当事者とも話をしました。

平生町のため池、今130ぐらいありまして、そのあと13カ所が今、危険ため池としてこれから先やらなきゃいけないという資料をいただきました。このため池はその中に入っていないんですよ。じゃあどうするかっていうのを私いろいろ考えました。これから先、こういう問題がどんどん出てきます。町の制度ではできないと、なら選挙で選ばれたこの場、町長さんも選挙で選ばれます、私どもも選挙で選ばれます。それで知恵を出して今までの制度を変えていくしかないと思うんですよ。このことについて状況を見られまして、まず対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 農業用ため池は、農業用水の供給の用に供される貯水施設であり、堤体及び取水設備により構成される施設であり、現在、町内に130カ所ございます。

近年、平成30年7月の豪雨災害など、多くの農業用ため池が全国的に被災し甚大な被害が発生しております。

そのため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を復興することを目的に農業用ため池の管理及び保全に関する法律、及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行されました。ため池が決壊した場合、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけられております。

本町におきましては、防災重点農業用ため池を13カ所指定し、利用者の要望をお聞きしながら改修や機能廃止等の必要な防災対策工事を計画的に実施しているところです。

農業用ため池を利用するために必要とされる日常的な維持管理につきましては、利用者で管理していただいておりますが、離農や高齢化によって利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行なわれなくなることが懸念されております。

利用されている農業用ため池につきましては、法律の趣旨を改めて御理解いただき、引き続き適正な管理を行っていただくよう利用者に周知してまいります。

また、利用されていないため池につきましては、利用者の要望に基づき、廃止等の対策工事の大切さを周知するとともに事業を推進し、町民の皆様が安全で安心して生活していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 防災重点ため池っていうのが、13ございます。これはそれで対応されておられますし、切開工事も進んでおります。切開工事をしたとしても堤体の管理はできません。民家に近い堤体がある場合は——これから先、あのため池は多分、所有者もはっきりしませんから町のほうで整理をされて防災重点ため池に認定をされて切開工事をするということがこれから先、町で求められると思いますが、堤体はそのままになります。これをどうするかっていうのが一番の問題なんです。

管理者がいない場合には町が管理をするという仕組みになって、今現在、何カ所か町が管理しているため池もございます。このため池を切開をして町が管理をするとなると堤体の管理は町の管理になります。今までいろいろ住民の方が困っておられる話をされて、いや、これをやると全部をやらないといけないからできないという一つのこともございますから、なら一つの基準を作って、この範囲以内でしたら町が管理したため池は一定の管理を適正にしようという一つの方針転換なり、政策を、基準を作ってやられたらどうかと思います。

この点についてどうですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

そういうことも含めて、どういうことができるのかというのをまず最初に庁内で検討していきたいと思います。どのようなやり方があって、どのようなやり方をしたいんだが、なぜできないのかも含めてですね、そういう場合は県のほう、もしくは国に要望するというようにしておりますので、私もいつ出張できるか分かりませんが、東京に行ったときは必ずその部署に立ち寄り、こういうあれがあるんだよという生の声を原課のほうに行って説明して、何とかしてくれということをお願いをしようというように思っております。

まず初めに、うちで今できることは何なのかというのをもう1回検討して、できないものはなぜだというのもう1回洗い出して要望していきたいと思ってます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いい答弁をいただきました。この議会という場でお互いが議論しながら困った住民の生活をどう改善していくかというのが、この場で責任として求められておりますので、ぜひお願いをします。

特に私は今回、一般質問の調査をして思ったのは、学校給食施設にしても子どもたちのこれか

らの育成のための財源対策が大変乏しい。図書館についても先ほど言いましたように、もう自分でやったらいいと言わんばかりの国の政策です。

また、こういった人口減少のため池も荒れてくる、ふるさとも荒れてくると、こういう社会になってきて大変なことだなとつくづく今回は思いました。そういう点では、国もいろいろあるでしょうけど、今本当に自分たちのふるさとを潰さないで、どう守っていくかというのをかなり真剣に今回考えました。一緒に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、3項目にわたって一般質問をさせていただきます。

まず一点目です。行政運営についてということでお尋ねをいたします。

要旨は、繰越明許費の補正は可能かどうかということであります。要旨の説明を行わせていただきます。先ほども、この件は、赤松議員さんが13の項目で質問されたことと少し関連があります。一応、要旨の説明として私が思うことを述べさせていただきます。

6月2日に開催されました、令和4年第4回平生町議会臨時会における令和3年度の一般会計下水道事業特別会計の繰越明許費繰越額の報告に対する赤松議員さんからの質疑がございました。質疑の内容は、諸物価の高騰による対応策についてというものでございました。それに対する町長の答弁は、まず一度やってみるというような趣旨で御発言がありまして、その後「影響があるようなら改めて考える。補正についての対応もする」と答えられたように私そのときの速記したメモと記憶がございました。まだ正確な議事録等が配布されていませので、私の記憶の中の範囲の中で確認の意味を含めて繰越明許費の補正は可能かということをお尋ねをさせていただくものでございます。

私は、それに対する判断は、翌年度における繰越明許費の補正はできないという判断をしております。理由はいろいろ読んでみますと、まず、地方自治法施行令第148条、ここは、会計年度経過後の予算の補正の禁止という項目でございまして、「予算は、会計年度経過後においては、これを補正することはできない」という項目が設けられております。ゆえに、繰越明許費の補正を翌年度においてはできないと判断をしておりますが、先ほども申し上げましたけれども、正確な議事録等がまだできておりません。私のひよっとすると聞き間違い、また速記したそのときのメモの間違いかもしれませんので、改めて町長のほうに行政運営として翌年度における繰越明許費の補正対応は可能なのかということについて、まず一点目にお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 繰越明許費とは、会計年度独立の原則に対する例外として、当該年度の

歳出を年度を超えて翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。お見込みのとおり、地方自治法施行令第148条の規定によりまして、会計年度経過後の予算の補正は禁止されておりますので、前年度の繰越額を翌年度において補正することはできません。私の言い方が少しまずかったのか、趣旨がよく伝わらなかったと思います。補正と言いました。

したがって、物価の高騰などにより、繰越額が不足することになった場合は翌年度の予算において別途予算を調製することとなりますので、その際には翌年度予算の補正をお諮りする可能性がありますことを答弁において申し上げたものでございまして、予算的には繰り越した前年度予算と現年度予算の両年度の歳出予算によって一つの事業を行うということでございます。私の言い方がそのように取れたのならお詫びいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 実際の私のとり方もメモと聞き間違えだったかもしれませんので、行政運営についてどういう方針で施策を展開していかれるかというのを確認させていただきたくて質問をさせていただきました。翌年度の予算において補正と繰越明許費を併せて実施するという御発言だったと思いますので、行政運営のした正確性を持ってきちんと対応していただくように改めてお願いを申し上げます。

以上で、1問目の質問を終わります。

2点目についてお尋ねをいたします。情報提供、特にパブリック・コメントの在り方についてお尋ねを3項目にわたっていたします。

平生町の下水道の汚水処理施設整備構想案を今、町民の皆さんパブリック・コメントを募集されていますので、ちょうどいい機会でございますので、思うことをそのパブリック・コメント案を例えとして、まず、お尋ねをさせていただきます。

まず、平生町汚水処理施設整備構想案なるものなんですけども、今回の見直しを上位計画である県の汚水処理施設整備構想へ反映するための、5年に1回の見直し時期である町の計画をどうするか、それに当たっては尾国地区の汚水処理については、今までは農業集落排水事業から個人による浄化槽設置整備事業へと変更をする案ということでございます。この構想案を読みますと、まず1点目にホームページを見ました。そのあとに5月27日付のお知らせ版を読みました。そうすると情報というか、中身が少し違うんじゃないかっていうふうに思いました。ホームページ上のお知らせ版5月27日は、情報が異なるのはなぜでしょうかっていうことなんです。その情報が違うっていうのは、まず公表の閲覧場所ですね、分館が欠落しているっていうこと、細かいことなんですけど、それと文言ですね、意見の提出方法と応募方法なるもので書いてございました。

これ実は、パブリック・コメントに関しては実施要綱なるものを定めていらっしゃいます。この「平生町パブリック・コメント（意見募集）制度実施要綱」なるものの第6条では、意見書の募集と提出について、2の項で7項目を「次に掲げるとおりとする」として案件名とか応募者の要件とか、きちんと定められていらっしゃいます。4項目におきましても「意見等を提出しようとする者は、意見等提出書（様式第1号）を実施機関に提出するものとする」というふうに、こう細かく皆さんで、庁内でこういう形でパブリック・コメントをやっていきますよということを決めていらっしゃるんですが……。もう少し具体的に、ホームページ上では「意見の提出方法」は「電子メール、FAX、郵便、持参でお寄せください。2提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名、所属、電話番号記載してください」って書いてあるんですね。お知らせ版ですね5月27日の、これ「応募方法」って書いてあって意見の受付はですね、ホームページ上では「意見の提出方法」、お知らせ版では「応募方法、閲覧場所に備え付けの募集要領・公表資料をご覧ください」というふうにそれぞれ書いてございます。これは多分、お知らせ版のほうは建設課のほうでこれを書かれた。ホームページ上のほうは地域振興課のほうでホームページに上げられているので、こういうふうになっているんじゃないかっていうふうに思います。

これ、住民目線からいえば情報の質がちょっと異なる、私いつもお尋ねをさせていただいてますけども、これせつかくパブリック・コメントをこういうふうにやりましょうよ、皆さんで決められたことで、これホームページ上にも公表されているんですけど、実施機関でそれぞれやられているというのはとてもいいとは思うんですけども、統一的な幹が結局抜け落ちていないかなということをおもひまして、改めて情報提供に対してそれぞれ個別で、まず、情報が異なるのはなぜでしょうか。まず一点目に理由をお尋ねいたします。

今度は、内容のことを少しお尋ねをいたします。例えとして今の平生町汚水処理施設整備構想案についてですね、中身のことで、分かりやすく情報は公表されているでしょうかということでお尋ねをいたします。

構想案の7ページ、8ページあたりを見ますと集合処理と個別処理の設定っていう項目の中で、それぞれの事業の概念とそれぞれの事業、農業集配と浄化槽設置、個人による浄化槽設置した場合の経済比較っていうことで比較されて上皿天秤が書いてあるんですけど、あまりにも説明不足ではないかと私、感じていましたので、あんまりこれ上から目線すぎるんじゃないかなっていうことなんです。もう少し具体的に数字、根拠をはっきり住民の皆さん方に言われたいと進む計画も進まなくなる可能性もあるということで、お尋ねをしているわけです。図で非常に単純化されているのはいいと思うんですけども、しかし、それはあくまでも説明不足の範囲を脱していないんじゃないかと思うんです。この実施要綱の中でも具体的な参考資料を添付するっていうふうに書いていらっしゃいますよね。そういうことをきちんととこなして、この基本構想案、パブリ

ック・コメント、それでなくてもなかなか意見の募集、住民の皆さん方からの意見の反映っていうのはないっていうのが実情だと思うんですよね。もう少し住民目線できちんとした——きちんとしたっていうものがどういうものか分かりませんが、数字、根拠をきちんと示されて、されるべきではないかと思しますので、分かりやすい情報、今、公表されていると思われているかどうかという基本的な考え方をお尋ねいたします。

これについては、平生町の参加と協働のまちづくり条例、町の責務にも分かりやすい情報提供をするっていうふうにあるのが一番の根拠だと思うんですよね。その下にこのパブリック・コメント制度の実施要綱を決められていらっしゃると思しますので、まず、分かりやすく情報の公開はされているか、町のほうでどういう判断をされているのかお尋ねをいたします。

それと、それにちょっと関連するんですが、今後のパブリック・コメントの在り方についてお尋ねをさせていただきます。

先ほども少しいろんなことを申し上げましたが、一般にパブリック・コメントを行う案件というのは資料が厚くて理解がなかなか難しい行政用語が書いてあるんですよね。なるべく平準なことは、図解ってことで、いろいろ苦勞をされていることは承知します。しかしながら、それをどう住民の皆さん方に言葉として落としてお伝えするか、文章で、文字で、そういうことがとても大切だと思います。分かりやすい情報とはどういうものなのか、まず、ターゲットを絞るっていうことが行政の皆さん方に少し欠けているのかなというふうに私自身、経験から思います。お一人のために書く文章ならば周囲にも影響を与える文章になるということをまず自ら実践されたらどうだろうかということで、必要な参考書類の添付を含めた研究を町内で統一的に、実施機関でそれぞれ任されるのではなくて、幹の部分を作られてはどうだろうかということで、パブリック・コメントの在り方についてお尋ねをいたします。

以上、3点ほどパブリック・コメントについてはお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、ホームページとお知らせ版とで情報が異なるのはなぜかということでございました。議員御質問のとおり、5月27日発行のお知らせ版に掲載いたしましたパブリック・コメント、平生町汚水処理施設整備構想案につきまして、公表資料の閲覧場所に分館田名、尾国、佐合の記載漏れがございました。

また、意見の提出方法、応募方法につきましては、閲覧場所の募集要領とホームページには具体的な意見の提出方法、応募方法を掲載しておりますが、お知らせ版では、応募方法を「閲覧場所に備え付けの募集要領公表資料をご覧ください」としておりました。この点につきまして、

ホームページ、お知らせ版の掲載内容が異なり住民の皆様に分かりにくい記載となりましたこと  
をお詫び申し上げます。

今後につきましては、統一的な記載、分かりやすい情報発信に心がけてまいりますので、よろ  
しく願いを申し上げます。

それから、分かりやすく情報が公表されているのでしょうかという御質問でございます。

汚水処理施設整備構想とは、平生町全域を対象として家庭や事業所等で排出される汚水を適切  
に処理するため、汚水処理施設の公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽の特性を踏まえ、地域  
の実情に応じた整備区域を設定しているものです。

この構想は大きく変化する社会経済情勢に対応するため、5年に1回程度見直しを行うもので、  
このたび前回策定から5年が経過したことと、上位計画である山口県汚水処理施設整備構想の見  
直しが行われるため、あわせて町構想の見直しをするものです。

見直しの方針といたしましては、将来の人口減少や社会情勢の変化、地域の実情、経済性など  
を考慮しまして尾国地区の整備方針を農業集落排水から合併処理浄化槽の個別処理に前回構想か  
ら変更する案としております。

このたびの変更する内容につきまして、具体的な説明、根拠が分からないとの御指摘ござい  
ます。今後、住民の皆様に分かりやすい資料の作成に努めてまいりたいと思っておりますので、  
よろしく願いいたします。

それから、今後のパブリック・コメントの在り方についての御質問でございます。本町では、  
町の基本的な政策などを策定する過程において事前にその案や、その他必要な事項を町民に広く  
公表し、これらについて町民から意見及び情報の提出を求め、提出された意見などの概要及び、  
その意見に対する町の考え方を公表し、町民の意見を政策などに反映させるパブリック・コメン  
ト制度を平成21年度に導入し、実施しております。

国においては、平成17年6月の行政手続法の改正によって始まった制度で、地方自治体にお  
いても法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における構成の確保と透明性の向上を図るため、必  
要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。この制度を実のあるものにするた  
めには、御質問のとおり、町民に対して分かりやすく示す必要があると認識いたしております。

令和2年度におきましては、12件の実施に対し提出された意見は1件、令和3年度は5件の  
実施に対して意見の提出はない状況でございます。

このことは、町民が案を理解した上で意見がないのか、案が分かりにくいいため意見がないのか、  
その実態を把握できていないところではございますが、本制度が形骸化しないように町民に対し  
て分かりやすく示していく方法を研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁いただきまして、大変お世話になりました。

一言だけ申し上げておきます。法ではなくて私、平生町には、「平生町参加と協働のまちづくり条例」これ皆さんでいろいろ議会も行政も一緒になって決めてまいりました。その「町の責務」に「町は、まちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例（以下「政策等」という。）の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、住民に対し分かりやすく情報を提供します」ということを決めてやっていますので、平生町、私たちが決めたルールにはきちんと従っていく、具体的に歩いてやっていきたいと思いますということを申し上げて2番目の質問は終わらせていただきます。

3点目の質問にまいります。

3点目の質問です。水産業の活性化ということで御質問をさせていただきます。

質問の要旨は、水産業に係る団体の統合調整は図られていらっしゃるのでしょうか、図られているかということです。

質問の要旨の説明をいたします。数カ月前に漁協の組合員さんからの相談、訴えがございました。今、山口県漁協平生支店では、組合員へのお金の支払いの遅延が起きている、これは水揚げのお金のことです。それでいろいろと不平不満があるというふうに言われていました。これ、一組合員さんの訴えですよ、今は前提として事実関係というのはまだ申し上げておりませんから私。そういう相談があったということです。

組合員さんの中には、「漁協へなんぼゆうてもだめちゅうて、なんぼゆうてもやってくれりゃあせん」という話の中で、組合員の中には他支店へ、他支店というのは柳井、阿月、田布施、光といろいろ今、県内1漁協となっていますから、あります。「わしは阿月へ持っていきいや」と言ってますね、平生の漁協の組合員さんが他支店、佐賀じゃなくって他支店へ水揚げ場所として選択をされている。すでにそうしていらっしゃる方が何人もいらっしゃるかなのような発言でした。

「コロナ禍における給付金申請のサポートもしてくれりゃあせんいいやはあ」って。最初、山口県の中小事業者のオミクロン株集中対策支援金については、1度目、2度目はそれぞれこの申請のサポートをしていただいたそうです。3度目のオミクロン株、このときにはもう一切そういう支援のサポートもなく、また国の事業、復活支援金、このほうは原則、電子申請ということで、県内1箇所でも国の事業、復活支援金、コロナ対策支援金設けられたわけですけども、一応この申請に当たっては、サポートするのにいろいろと認定機関というのがありまして、山口県漁協もその認定機関の一つに入っております。そのほかに商工会、それから信金、農協、いろんな形であるんですけども、これも「何もしてくれんけど、わしは山口へ一回予約をしに行って、また行って」ちゅうようなことをされているようで、これ、一組合員さんからの訴えで偏っているかな

というふうに思っていたので、何人かの人に聞いてみますとおおむね間違いないようでございます。何か漁協のほうで、山口県漁協平生支店も公的な性格を持つとはいえ、一事業団体でございますので、ただしそうはいつでも、平生町のほうから水産業主体に大きな役割を平生町の水産に関わる事業としては持っているわけですから当然、水産業の活性化については大きな責任を有する団体ではないかと思えます。

いろいろどうしたもんかなと思ってみますと、町のほうでも総合計画でいろいろと水産業の振興に関して町と漁協、いわゆる水産業の関係団体として情報共有、平生町支店の活動が活発になるような相談体制、情報共有、補助金の支給を行うっていうふうにならないうたっていらっしゃいますが、実際のところどうもそのようではないようでございます。いろいろと私も詳細に調べてみる必要があったんですけども、なかなかその詳細についてまでは難しいところがございまして、この場でどういう状況だろうか、町のほうで——こういうことでは、平生町の水産業も結構力を入れて新規の漁業就農者、確か3人さんいらっしゃると思いますけれども、その生活自体も危惧されるような状況だと判断し、一般質問をさせていただきます。

平生町としても、平生町の町長さんは、「当該地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」というふうに地方自治法の157条にきちんと書いてございますので、いろいろと平生町の水産業の活性化について調整を、漁協の平生支店とも、また県漁協も含めてもいろいろと調整をされていらっしゃると思います。いろいろと不確定な要素もあるかもしれませんが、そういうふうな不平不満、苦情がございまして、その辺のところどういふふうな状態なのか、また実際に佐賀漁協での水揚げ、かなり減少しているんじゃないでしょうか。また組合員さんからの漁協に対する信用も低下しているような状態であれば私が心配、取り越し苦労かもしれません。それならそれで結構だと思います。いい方向に向かうわけですから。これらのことから漁業に対する信用度もかなり低下している懸念がございまして。漁業の安定的な経営、安心した漁業活動、これらができない環境下にあるのではないかと推察をいたします。何か原因があるのではないかとと思いますが、負が負を呼ぶ連鎖反応に陥らないように何とかするべきではないかということが一番に、漁業協同組合の活動を含む水産業振興の観点から指揮監督権もある程度、町のほうであると思えますので、それらを含めた町政、漁協とどのようにされているのか、また最近の水揚げ量の推移等も分かればそのことも報告をいただいで、実際のところ佐賀地区における漁業活動はどのような状況であるのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。再開を3時10分といたします。

午後 2時58分休憩

午後 3時09分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生町の水産業は古くから佐賀地区において小型底引き網、建て網、刺し網を主とする小規模な漁業形態で行われております。最近では、漁業者の高齢化が進み、漁業者、水揚げ量ともに減少している状況でございます。山口県漁業協同組合平生町支店につきましては、平成17年8月に平生町漁業協同組合を含む県下の沿岸漁協と山口県信用漁業協同組合連合会との合併により発足し、現在に至っております。

また、漁協平生町支店の収益の多くは事業の売上高に対する手数料収入であり、その金額が組合員数に総体的に比例している状況と認識しております。

近年の業務状況といたしましては、組合員数の減少に伴う生産量の減少が顕著でありまして平成20年度に533トンあった生産量は令和2年度には292トンと半減している状況でございます。これら生産量の減少は漁協経営にも少なからず影響しているようでございまして、平成20年度6名いた職員は令和2年度では2名となっております、このような状況の中、漁業者の声を聞かれた上で、組合員の漁協平生支店に対する信用が低下し、安定的な経営及び安心した漁業活動ができないのではないかと御指摘でございます。

本町と漁協平生町支店は、町の水産業振興を図っていく上で互いに相談、情報共有等を行っておりますが、法人たる漁業協同組合に対し、現状において指揮監督権を有しているとは認識しておりません。

したがって、漁協平生町支店の運営につきましてもこれまで必要な助言はさせていただいておりますが、町としてもできる範囲で行っているというのが現状でございます。

町といたしましては、すでに本年度の最重要課題として申し上げておりますように、新規漁業者対策に積極的に取り組むことにより、漁業者の減少を食い止め、水産業振興を図っていききたいと考えておりますし、また、そのことが漁協平生町支店の経営安定へつながっていけばと期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも本町の水産業振興のため、漁協平生町支店としっかりと情報交換を行いながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） いろいろ御説明をいただきました。確かにそうだろうと思うん

です。法人に対することですからなかなか難しい、だけど古くからの佐賀の産業なんですよ。これ法人だからってという思いも確かにあるんですけども、これ法人だからできないっていうんじゃないで今、過小なりとも2人しかいらっしやらないというような報告もいただきました。平生町支店にはですね、専従の職員さん。負のスパイラルが負のスパイラルを起こして余計にそうなっていると思うんですよ。その具体的な現象の一つが、佐賀には水揚げをしない、こういうことを言われる組合員さんがいらっしやるといのが実情だろうと思うんです。

それをまずどうかしようと思えば、やはり水産業に対しても地域おこし協力隊なるようなものを、新規漁業者確かに受け入れられていいと思います。しかし、その売り方を漁協さんはノウハウを一応は持っているということで共販ですから、売るっていうのが一番難しいんですよ、物はあると、でもそこには売りに行かなくてよそへ持って行く、阿月なりに持って行く、田布施に持って行く、これが今の実情ではないかと思えます。これの歯止めをするにはどうしたらいいのか、人が少ない、法人さんだからなかなか町のほうとしても協力関係を構築していくのは、その辺は難しいって言われますけれども、町のブランドとしても地域おこし協力隊員さんを活用していらっしやいますが、それができるかどうか、今ちょっとまだその辺のところははっきりした確信がありませんので言うことできませんけれども、何かそういう制度なるものがあるのではないかと思います。以上です。

平生町にとっては、佐賀は伝統的に古くから底引き、それから建て網、刺し網、伝統的な漁法、瀬戸内海の漁業としてですね、一方では、それを町の一つの基幹の産業としてやっというんですけど、町としては法人さんに対してはなかなか力を入れていくことができないジレンマがあるんじゃないかと思うんですけども、少し、その支援の制度ですね、法人とはいえ、何かできないのか、佐賀地区の活性化というやっぱり漁業だろうと思えます。海があるところからこのことが一番平生の活性化にもなると思えますので、ちょっと私、漁業方面の地域おこし協力隊的な人の活用っていうのは確固たる根拠もございませんので、一応この場で言いつばなしということで捉えていただいていいですけども、もしそういう制度があれば研究していただいて、平生の活性化は私、佐賀じゃないかと思えます。やっぱり一番メインは。平生は割と道路アクセスもいいですけど、佐賀が何とかならないと平生の活性化、平生と佐賀が合併して新しく平生町というのを作ったわけですから、そのほうの御尽力を切にお願いいたして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号「平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号「公の施設に係る指定管理者の指定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号「周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第10、委員会付託を追加いたします。

---

#### **日程第10. 委員会付託**

○議長（中川 裕之君） 日程第10、お諮りいたします。

議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」から議案第38号「周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並び

にこれに伴う規約の変更について」は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第38号はお手元に配付の付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月21日午前9時から行います。

午後3時22分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河内山 宏充

署名議員 平 岡 正 一

---

令和4年 第5回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和4年6月21日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和4年6月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第36号 平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第38号 周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第6 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第35号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第36号 平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第38号 周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第6 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
- 

出席議員 (11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君  | 2番 中村 武央君  |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君  |
| 7番 河藤 泰明君  | 8番 岩本ひろ子さん |

9番 細田留美子さん

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 村中 仁司君

13番 中川 裕之君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 加村 直子さん

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長			横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	金岡 泰史君	産業課長	吉岡 文博君
建設課長	友田 隆君	環境政策室長	山本 和也君
教育次長兼学校教育課長			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱			三村 直子さん

---

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において村中仁司議員、中丸和則議員を指名いたします。

---

日程第2. 議案第35号

日程第3. 議案第36号

日程第4. 議案第37号

日程第5. 議案第38号

日程第6. 意見書案第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」から日程第6、意見書案第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書」についてを一括議題といたします。

各常任委員会における議案の審査の経過及び結果に関し、委員長の報告を求めます。

それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本ひろ子さん） おはようございます。総務厚生常任委員会の御報告をいたします。総務厚生常任委員会は6月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、条例、事件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

また、継続調査中の日米地位協定の見直しを求める意見書について、審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で否決すべきとなりました。条例、事件についての質疑では、議案第37号については老人クラブは地域の環境美化など、その地域を活性化してきたその受皿として、コミュニティ協議会が役割を担ってくれている、ぜひとも寄り添った支援をお願いしたいとの意見がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 続きまして、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は6月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、条例についての議案は全会一致で可決すべきとなりました。議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について質疑が行われ、県の地域再生計画で対象と定められた区域に本社機能を移転したら、固定資産税の優遇措置が受けられるのか質疑がなされ、県の認定を受け、税務課へ優遇措置を受けるための申請が必要となる。平生町で県の認定をされたという報告は受けていないとの回答がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、賛成討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、日米地位協定の見直しを求める意見書採択の提案について提案者として賛成の討論をいたします。

私がこのような意見書採択を求めるような提案をいたしましたのは、2021年度5月のゴールデンウィークの頃から平生町でコロナの感染がはじまり、その年は年内に28人程度の感染者数だったと思います。それが年をあけて、急速に感染が広がり、今では300人を超える感染者が平生町で——正確な数字は覚えておりませんが、出てきているというふうに理解をしております。そもそも私は、個人的に提案するというよりは議会全体で、議運のほうで取り計らっていたらればそれがベストだというふうに思っておりましたが、そうはなりませんので、あえて提案することにいたしました。

岩国市長も言うておられるように、今年に入っただけの感染の爆発的な進展は米軍岩国基地からの感染源が最大の原因であるというふうに考えられております。それが証拠に、米軍基地のある沖縄とこの山口県で急速な感染がはじまったということからみても明らかであります。

そして、日米地位協定の下で米軍には特権的な立場が保証されており、米国から日本に来る米軍の軍人に対しては検査が義務付けられていないというような事態も発覚しておりました。

しかも、問題なのはそうした感染源がそこにあると大体の目星がつきながら、それに対して日本側からものが言えないというような立場は何としても回避しなければいけない。やはり、岩国に近い隣接する町として、感染者数も急速に増えており、議会として何かしなければいけないという立場からこういう提案をさせていただきました。

日米地位協定の見直しについては、2018年の7月に全国の知事会もそういう意見書を採択しており、この平生町でも、あの当時平生町でやはり議会として何かしなければいけないということでこういう意見書を採択しようという試みをしたわけなんですけど、そのことについてぜひ御理解をいただけて、平生町で賛成される方が何人か出てくるということは、平生町の議会にとっても今後の歴史を考えた時に、あの当時平生町の議会は何かしようと頑張ったんだという証にはなると思います。

ぜひ、この原案に対して賛成をしていただくことを心からお願いをいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第35号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第35号に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第36号に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「公の施設に係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「周東環境衛生組合の共同処理する事務の追加及び事務の区域の変更並びにこれに伴う規約の変更について」を採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は可決すべきであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書」についてを採決いたします。  
意見書案第1号に対する委員長の報告は否決すべきであります。

したがって、原案について採決いたします。意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決されました。

---

#### 日程第7. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 日程第7、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣についての件は、お手元に配付  
の文書のとおりとすることに決しました。

---

#### 日程第8. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第8、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議  
題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運  
営委員長から、お手元の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の  
継続調査とすることに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いた  
しました。

これをもって、令和4年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時16分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 丸 和 則